

【資料2】

令和3年10月21日
都市建設常任委員協議会
都市整備部道路維持課

令和3年度

除排雪事業実施計画 (案)

青森市

目 次

1	目的	1
2	除排雪実施体制	1
(1)	除排雪の実施期間	1
(2)	除排雪の実施体制及び組織	1
(3)	除排雪の区分	2
(4)	パトロール班の設置	2
	(参考) パトロール班一覧	3
(5)	「雪に関する市民相談窓口」の設置	3
(6)	スノーレスキューの設置	4
(7)	除排雪事業者との連絡体制	4
(8)	除排雪事業者間における連携による除排雪	4
(9)	除排雪業務評価制度(青森地区)	4
(10)	除排雪功労者表彰制度	4
(11)	除雪オペレーター担い手育成支援	5
(12)	出動指令遵守の徹底(青森地区)	5
(13)	計画の公表及び広報・啓発活動等	5
(14)	除排雪調整会議の実施	5
(15)	国・県・市による道路管理者除排雪連絡調整会議の実施	5
(16)	感染症予防対策	6
(17)	除排雪作業の効率化	6
(18)	青森県トラック協会との連携	6
	表-1 除排雪対策本部組織図	7
	表-2 豪雪対策本部組織図	8
	表-3 豪雪災害対策本部組織図	9
	表-4 豪雪(災害)時の体制	10
	表-5 除排雪ブロック体制構成表(16ブロック)	11
	図-1 パトロール班担当区域図(青森地区)	12
	(参考) 除排雪延長	13
	(参考) 除排雪事業の実施体系(歩道・狭隘・山間部除く)	14

3 除排雪作業の実施方法等	15
(1) 除雪時間	15
(2) 排雪時間	15
(3) 除排雪の実施基準等	15
(参考) 青森市雪対策基本計画による除雪水準	16
(4) 除排雪作業の安全管理	17
① 講習会の実施	17
② 安全管理の徹底	17
(5) 歩道及び狭隘路線の除排雪	17
① 歩道幅員2.5m以上の除排雪	17
② 歩道幅員2.5m未満の除排雪	17
③ 機械除雪が困難な箇所の除雪	17
④ 学校周辺の雪盛りの解消	17
⑤ パートナーシップによる除雪	17
⑥ 冬期バリアフリーの推進	18
⑦ 狭隘路線の除排雪	18
(参考) 登録除排雪車両台数	19
4 パートナーシップによる除排雪・雪処理支援制度等	20
(1) 地域コミュニティ除排雪制度	20
(2) 雪かきを通じた地域コミュニティ活性化事業	20
(3) 青森市融雪施設設置支援制度	20
(4) 青森市屋根雪処理施設設置支援制度	21
(5) 屋根の雪下ろし費用の助成事業	21
(6) 在宅一人暮らし高齢者等の雪処理対策事業（青森地区）	21
(7) 高齢者世帯等冬期除雪サービス事業（浪岡地区）	22
(8) ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動	22
(9) 冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業	22
(10) 冬期児童通学路の安全確保に係る除雪機貸与事業	23
(11) 高齢者世帯等への寄せ雪軽減	23

5	その他の雪対策	24
(1)	凍結防止剤散布によるスリップ防止対策	24
(2)	防雪柵の設置	24
(3)	雪捨て場の設置	25
(4)	地域住民の雪捨て場	26
(5)	地域住民の雪寄せ場	26
①	遊休市有地等の活用	26
②	公園・学校用地の活用	26
③	民有地の活用	27
(6)	G P S 端末を活用した除排雪作業管理（青森地区）	27
(7)	除排雪業務の可視化	27
(8)	豪雪地帯における冬季の円滑な道路交通確保に向けた実証実験	27
(9)	恒久的な雪処理施設による雪対策	27
(10)	流・融雪溝の整備加速	27
(11)	住民の自主的排雪への協力（浪岡地区）	27
	（参考）流・消・融雪施設の設置状況	28
	（参考）流・融雪溝の設置状況（浪岡地区）	29
(12)	河川・水路等の水害防止対策（青森地区）	30
(13)	「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」の遵守	30
	（参考）「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」	31
表-5	除排雪委託事業者	33
	（資料）青森市の降・積雪と除排雪経費（年度比較）	40
	（資料）除排雪経費の内訳	41

1 目的

青森市は、人口30万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であり、市全域が特別豪雪地帯に指定されている。

本市では、市民の雪対策への関心が高く、地域住民の雪対策に対するニーズの拡大、意識の高揚等により、克雪、利雪、親雪など雪に対する総合的な施策が求められている。

なかでも、克雪対策の推進は、市政の重要課題であることから、これまでも積極的な施策を展開してきたところである。

さらに「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」を踏まえ、冬期間の道路交通の確保や、快適な市民生活の支障となるような行為を未然に防止し、市民一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、互いに支えあいながら雪処理に努め、誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進している。

除排雪事業実施計画は、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」第2条第3項に定める事業計画として策定するものであり、冬期間における都市機能の維持及び道路交通の確保と市民生活の安定を目指して、国・県・市並びに市民・事業者が互いに連携、協議しながら、効果的・効率的な除排雪作業を実施するための基本方針として定めるものである。

2 除排雪実施体制

(1) 除排雪の実施期間

除排雪の実施期間は、令和3年11月1日から令和4年3月31日までとする。なお、除排雪実施期間前後であっても、降・積雪状況により除排雪を実施するものとする。

(2) 除排雪の実施体制及び組織

- ①除排雪事業を円滑に行い、適切な措置を講じるため、副市長を本部長とした除排雪対策本部を設ける。(表-1)
- ②浪岡地区に浪岡振興部長を長とする支部を置く。
- ③原則として、青森地方気象台における積雪深が100cmを超え、さらに、それ以後も降雪量・積雪深の増加が見込まれること、また、市全域で幹線道路の交通状況が大きく悪化しているなど、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じるおそれがあると判断する場合は、市の関係部門による対応強化や連携を図るため、豪雪対策本部を設置する。(表-2、表-4)
- ④原則として、青森地方気象台における積雪深が150cmを超え、さらに、それ以後も降雪量・積雪深の増加が見込まれること、また、建物の倒壊や、ほぼ市全域にわたる道路交通の麻痺が生じ、高齢者世帯等においては、日常生活が困難になる場合があるなど、雪による市民生活への深刻な影響が発生した場合は、直ちに市の組織全体で対応するため、豪雪災害対策本部を設置する。(表-3、表-4)

- ⑤豪雪災害対策本部が設置されたときは、除排雪に関する市民からの相談、要望に迅速に対応するため、除排雪対策監を配置する。除排雪対策監は、パトロール班、雪に関する相談窓口、スノーレスキュー隊を相互に連携させ、除排雪に関する市民からの相談、要望事項を機動的に処理する。
- ⑥連続する降雪等により、豪雪対策本部及び豪雪災害対策本部の設置基準となる積雪深を超えることが予測される場合には、速やかに移行できる体制を構築する。
- ⑦地域の降雪状況に応じた除排雪作業を実施するため、市独自の積雪観測点を青森地区に3箇所（新城地区、高田地区、戸山地区）、浪岡地区に3箇所（浪岡地区、大釈迦地区、細野地区）設置する。
- ⑧浪岡地区は地形的に標高差があり、東西南北では降雪量や気象条件が大きく異なることから画一的な除雪を行うことができず、地域的に路面状況の把握と機種選定の対応が求められる。このため、浪岡地区を22ブロックに区分して地域的に有効かつ効率的な除雪を行う。
- ⑨除排雪作業実施状況を踏まえ、工区割の見直しとともに委託する除排雪事業者の見直しを行い、まとまった降雪により除排雪作業が重なった場合においても、より機動力の高い除排雪実施体制とする。

（3）除排雪の区分

除排雪の対象地域は市全域とし、青森地区は、幹線・補助幹線・郊外幹線・全面委託工区・指定委託工区、浪岡地区は、浪岡地区路線に区分し、それぞれの区分の出動基準や除雪方法に応じて除排雪を実施する。

【青森地区】

- ①幹線……バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線で、除雪と排雪を分けて実施する。
- ②補助幹線……地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線で、原則、除雪と排雪を分けて実施する。
- ③郊外幹線……郊外地域内における主要幹線（集落と集落を結ぶ幹線）で、除雪と排雪を分けて実施する。
- ④全面委託工区……住宅密集地の生活道路で、除雪と排雪を一体で実施する。
- ⑤指定委託工区……郊外地域の生活道路で、除雪と排雪を分けて実施する。

【浪岡地区】

- ⑥浪岡地区路線……浪岡地区の主要道路及び生活道路で、直営及び業者委託により除雪と排雪を分けて実施する。

（4）パトロール班の設置

降・積雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を実施するため、除排雪対策本部にパトロール班を設置する。

パトロール班は、委託事業者との綿密な連携・調整を行うとともに、町会等と地域情報等の共有を図る。

(参考) パトロール班一覧

班名	地域等	備考
東部(1)パトロール班	東部地区	1台
東部(2)パトロール班	東部地区	1台
中部(1)パトロール班	中部地区	1台
中部(2)パトロール班	中部地区	1台
西部(1)パトロール班	西部地区	1台
西部(2)パトロール班	西部地区	1台
南部パトロール班	南部地区	1台
幹線・雪捨て場パトロール班	幹線、雪捨て場	1台
歩道・狭隘(1)パトロール班	歩道担当	1台
歩道・狭隘(2)パトロール班	狭隘担当	1台
要望・緊急(1)パトロール班	要望、緊急対応等	1台
要望・緊急(2)パトロール班	要望、緊急対応等	1台
浪岡地区除排雪班	浪岡地区	1台
河川パトロール班	市内の河川等(公園河川課)	1台

※図-1 パトロール班担当区域図(青森地区)

(5)「雪に関する市民相談窓口」の設置

除排雪事業等に関する市民からの要望・問合せ等に迅速かつ的確に対応するため、「雪に関する市民相談窓口」を設置し、豪雪対策本部設置の際は、電話回線を増設し、職員を増員するなど、相談件数にあわせた弾力的な受付体制の運営を図る。

また、市民が24時間除排雪事業等に関する相談を送信できる、専用のアプリケーションを利用した相談受付システム「まちレポあおもり」の利用促進・受付体制の強化を図る。

雪に関する市民相談窓口

雪に関する市民サービスの向上を図るため、12月1日から翌年3月31日まで、市民からの雪処理や各種雪対策に関する相談・要望等を幅広く受付する。

○開設時間 午前8時30分から午後6時00分まで(積雪状況により変更あり)

○受付方法 電話、窓口、FAX、E-mail、まちレポあおもり

※令和2年度の実績 相談件数 16,404件(青森地区 15,936件、浪岡地区 468件)

まちレポあおもり

専用のアプリケーションである「FixMyStreetJapan(フィックスマイストリートジャパン)」を利用し、スマートフォン、タブレット及びパソコンから、位置情報や現場写真付きの相談を受付しており、相談内容は誰でも閲覧が可能。

※令和2年度の実績(雪に関する相談) 相談件数 1,350件

(青森地区 1,344件、浪岡地区 6件)

(6) スノーレスキューの設置

豪雪災害対策本部が設置されたときは、降雪、積雪による屋根雪の処理が困難な世帯への支援や通学路等歩道を確保するための応急対策に従事するスノーレスキューを設置する。

市は、65歳以上の高齢者のみの世帯など、要件に合致する世帯からの申し出があり、家屋の屋根雪処理が必要と判定した場合や、児童・生徒等の安全確保のため歩道・通学路等の歩行空間の確保が必要と認められる場合には、市職員や学校用務従事者等で構成するスノーレスキューを派遣する。

除排雪対策監は、関係部（福祉部、教育委員会事務局）と綿密に情報交換、連携を図り、スノーレスキューの活動を指示する。

(7) 除排雪事業者との連絡体制（青森地区）

夜間の作業に向けた準備体制の迅速化や具体的な指示を行うなど委託事業者との連携を図るため、除排雪対策本部からの出動指令はパトロール班から各委託事業者へ直接伝達する。各事業者が使用する雪堆積場の確認作業は、システム化により事務作業の軽減を図る。

本市は、東・西の海岸線沿い、南は山沿いでそれぞれ天候が異なり、降雪・積雪状況、また、吹き溜まり等により道路状況が局地的に変化することから、委託事業者との連携を密にし、地域の状況に沿った除排雪作業を実施する。

また、ブロック体制により、ブロック内で除排雪状況等を共有することで、除排雪作業の計画的な実施及び除排雪作業の効率化に努める。（表－5）

(8) 除排雪事業者間における連携による除排雪

除排雪事業者による除排雪作業に遅れが生じたと認められる場合には、周辺工区等の受託事業者が作業を実施するなど、周辺地域内における作業の進捗のばらつきの解消に努める。それでもなお、作業の遅れが生じると認められる場合には、東青除排雪協会や浪岡除雪災害防止対策協議会に加入している事業者等と連携を強化し、除排雪作業に遅れが生じた工区の応援除雪の体制を整える。

連携除排雪に協力する事業者は、建設工事の総合評価落札方式を適用する一般競争入札において評価項目とし、加点する。

(9) 除排雪業務評価制度（青森地区）

各委託事業者が除排雪作業に関する課題・問題点を認識し、除排雪作業水準の均一化及び技術力の向上を図るため、除排雪業務評価制度を実施する。

評価結果については、各委託事業者に通知し、必要に応じて指導を行うなど除排雪作業の改善・向上に活用するものとする。また、評価結果が不可の事業者に対しては、累計降雪量が500cmを超えても降雪量による増額を行わないものとする。

(10) 除排雪功労者表彰制度

除排雪業務従事者の意欲向上を図るとともに、除排雪作業の社会的評価を高め、一層の除

排雪作業の向上を目的に、除排雪功労者表彰制度を実施する。表彰者は下記の基準により決定する。

(基準)

- ①除排雪技術の向上及び継承、人材育成への取り組みが顕著な事業者
- ②除排雪業務に20年以上従事し、他の者の模範となる個人
- ③除排雪事業で特に優れた功績を果たした事業者

(11) 除雪オペレーター担い手育成支援

安定した除排雪業務の担い手となる除雪オペレーターを育成し、冬期間の安全で安心な交通を確保するため、市が委託する除排雪事業者に対し、除排雪作業従事に必要な下記講習の受講料及び教材費について2分の1（上限2万円）を補助する。

- ・小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削）運転特別教育
- ・労働安全衛生法別表第18第31号の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- ・一般社団法人日本建設機械施工協会東北支部が主催する道路除雪に関連する講習

(12) 出動指令遵守の徹底（青森地区）

除排雪作業の仕上がり等のバラつきを解消するため、出動は市の指令を原則（ただし、緊急の場合は事業者の自主判断での出動も可）とする。

(13) 計画の公表及び広報・啓発活動等

除排雪事業実施計画は、「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」第二条第3項の規定に基づき、下記の方法等により公表する。

- ① 町会連合会及び各町会等への計画説明及び情報交換
- ② ホームページ及び広報あおもりへの掲載
- ③ 公共施設等への計画の配置
- ④ チラシの配布

(14) 除排雪調整会議の実施

本市の除排雪実施方針の説明及び高齢者世帯や町(内)会の空き地等の地域情報を町(内)会・事業者・市の3者で共有し、地域の実情に沿った除排雪を実施するために除排雪調整会議を各地区町(内)会で実施する。

(15) 国・県・市による道路管理者除排雪連絡調整会議の実施

国・県・市の3者の道路管理者による除排雪連絡調整会議を設置し、市内全域の効率的な除排雪の実施に努めるとともに、豪雪時等の際には適宜会議を開催し、相互に連携した取組等について検討する。

国・県の本市に対する除雪支援策として、

①国道・県道と市道の接続交差点において、除排雪範囲を市道部まで拡大

②除雪機械の（一時的な）貸与

③雪捨て場の追加確保

などが考えられることから、気象予測や除排雪実施状況等を踏まえ、具体的な支援策を要請する。

また、ダンプトラック等を有効活用するため、国・県と密に連携を取りながら除排雪作業日程の調整を図るものとする

(16) 感染症予防対策

新型コロナウイルス等の感染症により、除排雪作業の実施に影響を及ぼさないため、除排雪事業者へ「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の遵守を徹底するとともに、事業者等と対面する機会を減らすなど、除排雪対策本部職員に対しても基本的な感染症予防対策を徹底する。

(17) 除排雪作業の効率化

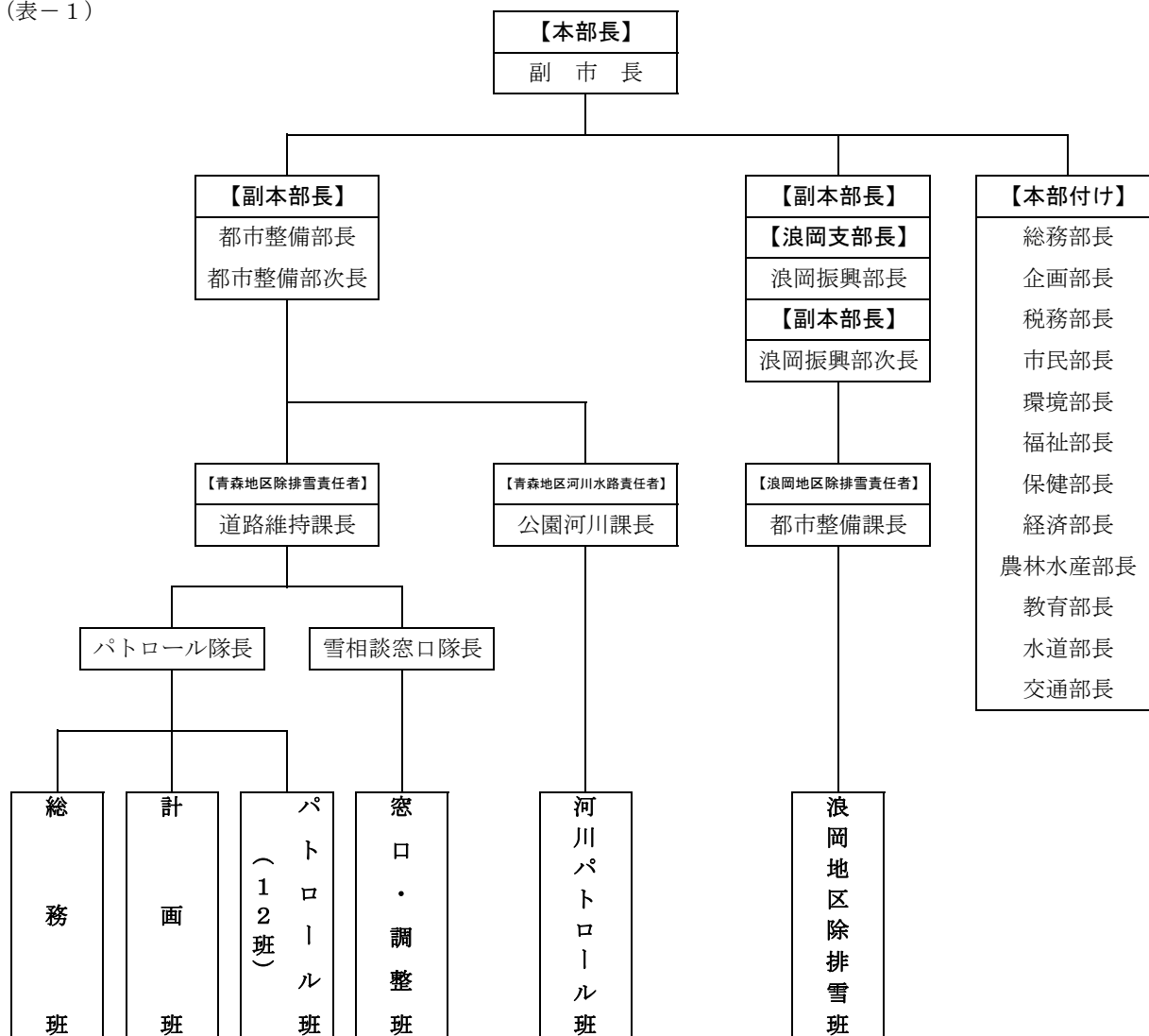
工区（生活道路）等の除排雪作業の効率向上のため、市所有の除排雪機械（ロータリ）について、当該機械による除排雪作業を必要とする事業者に弾力的に貸与することにより、作業効率の向上を図る。

(18) 青森県トラック協会との連携

排雪作業が多くなる豪雪時においては、国・県と連携しながら、除排雪作業に必要な重機・ダンプトラックの確保を進めるとともに、さらに、豪雪災害時には、青森県トラック協会との連携を強化することによりダンプトラックの確保に努める。

除排雪対策本部組織図

(表-1)



※副市長が不在の場合は、都市整備部長がその職務を代理する。
 ※浪岡振興部長が不在の場合は、浪岡振興部次長がその職務を代理する。

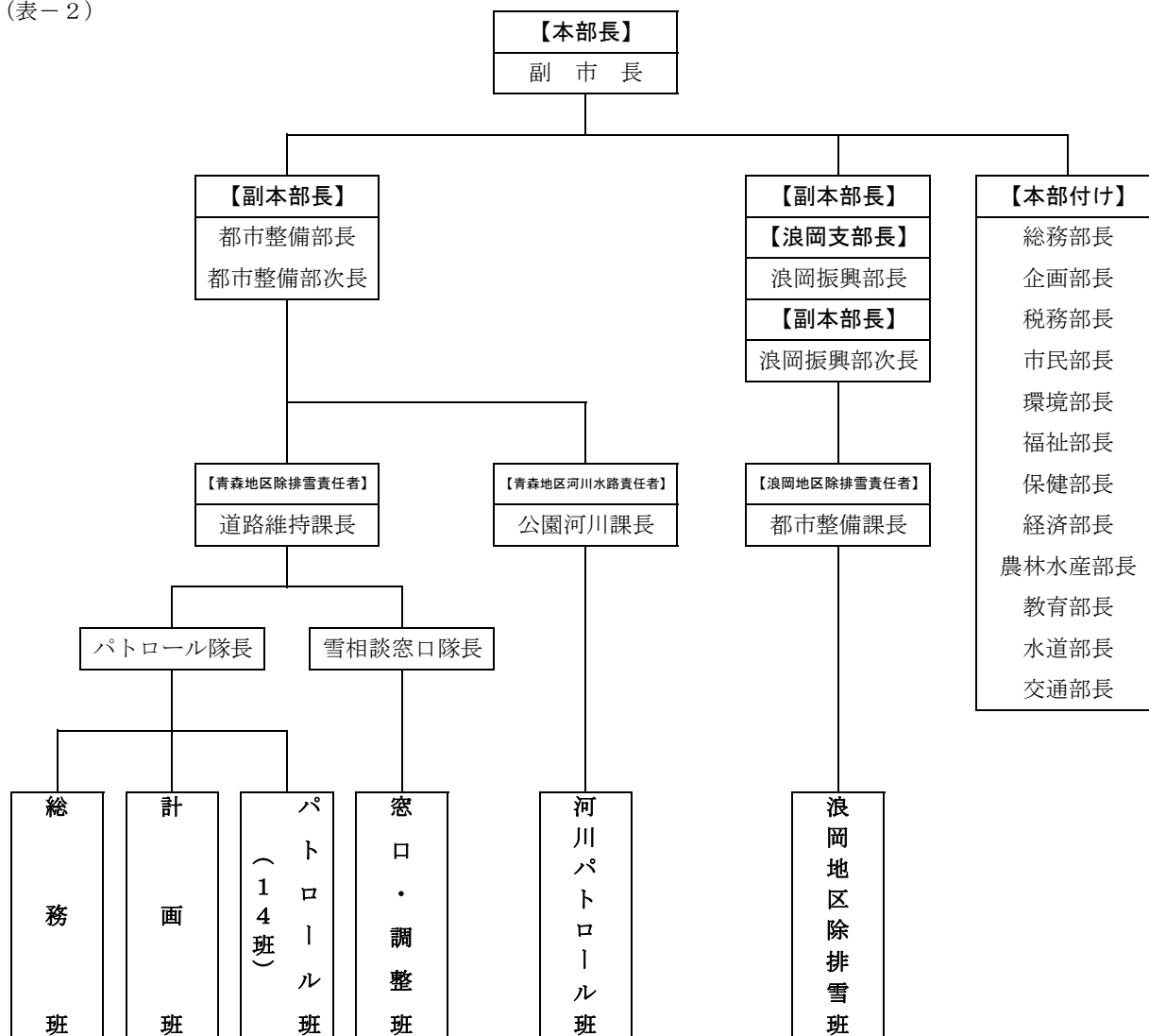
< 除排雪対策本部人員配置表(通常時) >

令和3年11月1日現在

区分	特別職	都市整備部	道路維持課	公園河川課	浪岡振興部	その他	計
本部長	1						1
副本部長		2			2		4
青森地区除排雪責任者			1				1
青森地区河川水路責任者				1			1
浪岡地区除排雪責任者					1		1
パトロール隊長			1				1
雪相談窓口隊長			1				1
総務班(窓口・調整班)			6				6
計画班			4				4
パトロール班			31	2		14	47
河川パトロール班				7			7
浪岡地区除排雪班					10		10
計	1	2	44	10	13	14	84

豪雪対策本部組織図

(表-2)



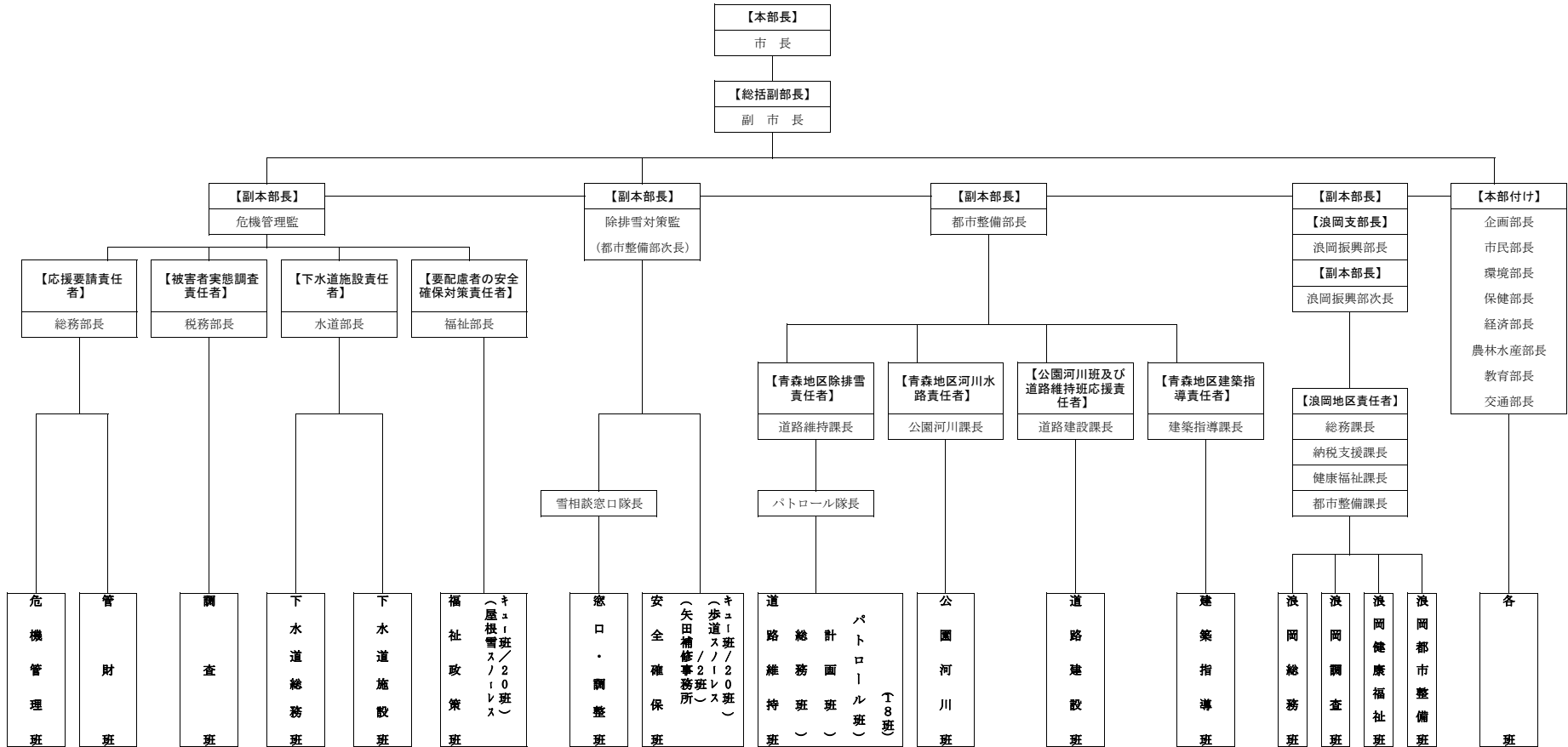
※副市長が不在の場合は、都市整備部長がその職務を代理する。
 ※浪岡振興部長が不在の場合は、浪岡振興部次長がその職務を代理する。

< 除排雪対策本部人員配置表(通常時) >

令和3年11月1日現在

区分	特別職	都市整備部	道路維持課	公園河川課	浪岡振興部	その他	計
本部長	1						1
副本部長		2			2		4
青森地区除排雪責任者			1				1
青森地区河川水路責任者				1			1
浪岡地区除排雪責任者					1		1
パトロール隊長			1				1
雪相談窓口隊長			1				1
総務班(窓口・調整班)			8				8
計画班			4				4
パトロール班			31	2		18	51
河川パトロール班				7			7
浪岡地区除排雪班					10		10
計	1	2	46	10	13	18	90

豪雪災害対策本部組織図



(豪雪災害対策本部人員配置表)

令和3年11月1日現在

	本部長	副本部長	責任者	隊長	班員	スノレスキュー	計	備考
特別職	1	1					2	
総務部		1	1		4	15	21	
企画部					2	15	17	
税務部			1		2	15	18	
市民部					2	15	17	
環境部					4	15	19	
福祉部			1		2	15	18	
保健部					2	10	12	
経済部					2	10	12	
農林水産部					2	15	17	
都市整備部		2	4	2	66	22	96	タイヤショベル1台、ロータリ7台、小型歩道除雪機2台、トラック2台
浪岡振興部		2	4		16	15	37	
教育委員会事務局					2	15	17	
交通部					2	15	17	
水道部			1		2	15	18	
計	1	6	12	2	110	207	338	

(表—4)

豪雪（災害）時の体制

	除排雪対策本部	豪雪対策本部	豪雪災害対策本部
本部長	副市長	副市長	市長
副本部長	都市整備部長 浪岡振興部長 都市整備部次長 浪岡振興部次長	都市整備部長 浪岡振興部長 都市整備部次長 浪岡振興部次長	副市長 危機管理監 都市整備部長 浪岡振興部長 除排雪対策監 浪岡振興部次長
事務局	道路維持課	道路維持課	危機管理課
取組	○総務班(窓口・調整班) 本部の庶務を担当する。 「雪に関する市民相談窓口」を設置し、市民からの雪に関する要望・相談を受け、各所管課等へ伝達する。	○総務班の強化（人員配置2名追加） ・本部会議、議会对応、報道対応、庁内連絡等 ・「雪に関する市民相談窓口」の電話回線を増設する。	○総務班 ・国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等
	○計画班 除排雪全体の指令や、その他事業者への指示等を行い、除排雪を総括する。	○パトロール班の強化（2班4名追加） ・市民からの要望・相談等を担当する者の増員	○パトロール班の強化（4班8名追加） ・市民からの要望・相談等を担当する者の増員 ・市有除排雪重機等の効率的な投入、運用の指示
	○パトロール班（12班） 道路状況の把握と市民からの相談に対応する。 ○市民生活の安定確保 ・市民の雪寄せ場の確保（公園等の公共用地） ・屋根の雪下ろし費用助成制度の実施	○市民生活の安定確保の強化 ・福祉対策の強化 ・ごみ、し尿収集の徹底強化 ・相談窓口の強化 ・生活関連注意情報の提供 水道・水洗便所の凍結対策 公共交通機関の運行状況 雪処理事故の防止策等 ・市民雪寄せ場への対応強化 ・バスタイヤの確保・停留所の安全確保 ・災害危険箇所の監視等防災対策の強化（国・県等関係機関との連携強化） ・空き家の屋根雪処理対応の強化 ・防火啓発の徹底及び消防救急体制の強化等 ・屋根の雪下ろし費用助成制度の拡充	○市民生活の安定確保の強化 ・青森市スノーレスキュー隊の設置（屋根雪処理・歩道等の確保） ・国、県及びその他防災関係機関との連絡調整 ・国（国土交通省）の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣要請の検討 ・県東青地域県民局に対する除雪応援を検討 ・災害対策基本法に基づく自衛隊の災害派遣の要請の要求を検討 ・建物及び工作物の被害状況並びに被害者実態調査 ・下水道施設の被害調査及び応急対策 ・要配慮者の安全確保対策 ・被災住家及び工作物等の現地確認、指導 ・建築物等の応急危険度判定 ・河川関係の被害調査及び応急対策 ・融・流雪溝の被害調査及び応急対策 ・各道路管理者との連絡及び調整 ・災害救助法の適用及び激甚災害の指定の要請を検討
	浪岡地区に区長浪岡振興部長を長とする支部を置き、地域の実情に応じた除排雪作業を実施する。 浪岡振興部長が不在の場合は、浪岡振興部次長がその職務を代理する。 副市長が不在の場合は、都市整備部長がその職務を代理する。		
設置基準	令和3年11月1日	原則として、青森地方気象台における積雪深が100cmを超え、さらに、それ以後も降雪量・積雪深の増加が見込まれること、市全域の幹線道路の交通状況が大きく悪化しているなど、市内の状況を総合的に勘案し、雪による市民生活への大きな支障が生じる恐れがあると判断する場合	本部長（市長）は、青森地方気象台における積雪深が150cm以上となり、また、その後も降雪量・積雪深が増加することが予想され、道路交通のマヒなど、雪による市民生活への影響が深刻な状況となるおそれがあると判断されるときは、市長を本部長とする「青森市豪雪災害対策本部」を設置し、全庁体制での雪対策を総合的に実施するとともに、関係機関との連携の強化を図るものとする。 (青森市防災計画)
解除基準	令和4年3月31日	積雪深が50cmを下回り、それ以後は降雪量・積雪深の増加が見込まれない場合	

1	工区名	事業者名 (Aブロック)
	A-1	
	A-2	
	A-3	
	A-4	
	A-5	
	A-6	

2	工区名	事業者名 (B1ブロック)
	B-1	
	B-2-1	
	B-2-2	
	B-3-1	
	B-3-2	
	B-4-1	
	B-4-2	
	B-8	
	B-11-1	
	B-11-2	
	B-12-1	
	B-12-2	

3	工区名	事業者名 (B2ブロック)
	B-5	
	B-6	
	B-7	
	B-9	
	B-10-1	
	B-10-2	
B-13		

4	工区名	事業者名 (Cブロック)
	C-1	
	C-2-1	
	C-2-2	
	C-3	
	C-4-1	
	C-4-2	
	C-5	
	C-6	
C-7		
C-8		

5	工区名	事業者名 (D1ブロック)
	D-1-1	
	D-1-2	
	D-2	
	D-3	
	D-4	
	D-5	
	D-6	
	D-7	
	D-9	
D-17		

6	工区名	事業者名 (D2ブロック)
	D-8	
	D-10	
	D-11	
	D-12	
	D-13	
	D-14	
	D-15	
D-16		

7	工区名	事業者名 (Eブロック)
	E-1-1	
	E-1-2	
	E-2	
	E-3-1	
	E-3-2	
	E-4-1	
	E-4-2	
	E-5	
	E-6	
	E-7	
E-8		
E-9		
E-10		

8	工区名	事業者名 (F1ブロック)
	F-1	
	F-2-1	
	F-2-2	
	F-3	
	F-4	
F-5		

9	工区名	事業者名 (F2ブロック)
	F-6-1	
	F-6-2	
	F-7	
	F-8-1	
	F-8-2	
	F-9	
	F-10	
F-11		

10	工区名	事業者名 (Gブロック)
	G-1	
	G-2	
	G-3	
	G-4	
	G-5	
	G-6-1	
	G-6-2	
	G-7	
	G-8	
G-9		
G-10		

11	工区名	事業者名 (Hブロック)
	H-1	
	H-2-1	
	H-2-2	
	H-3	
H-4		

12	工区名	事業者名 (Iブロック)
	I-1	
	I-2-1	
	I-2-2	
	I-2-3	
	I-3-1	
I-3-2		

13	工区名	事業者名 (J1ブロック)
	J-1-1	
	J-1-2	
	J-2	
	J-3	
	J-4	
	J-5-1	
	J-5-2	
J-6		
J-7		
J-18		

14	工区名	事業者名 (J2ブロック)
	J-8	
	J-9	
	J-10	
	J-11	
	J-12	
	J-13	
	J-14	
	J-15	
	J-16-1	
J-16-2		
J-17		

15	工区名	事業者名 (Kブロック)
	K-1	
	K-2	
	K-3	
	K-4	
	戸山団地1工区	
	戸山団地2工区	
戸山団地3工区		
戸山団地4工区		

16	工区名	事業者名 (Lブロック)
	L-1	
	L-2	
	L-3	
	L-4	
	L-5	
	L-6	
	L-7	
	L-8	
L-9		

除 排 雪 延 長

(工区・幹線・狭隘等)

年 度		令和2年度		令和3年度		除排雪 延長構成 (%)	除排雪 延長増減 (km)	
区 分		工区・ 路線数	除排雪延長 (km)	工区・ 路線数	除排雪延長 (km)			
青森地区	工 区	全面委託	151	759.17	155	760.42	55.61%	1.25
		指定委託	22	103.36	22	103.37	7.56%	0.01
		小 計	173	862.53	177	863.79	63.17%	1.26
	幹 線	幹線	35	138.69	35	138.69	10.14%	0.00
		補助幹線	56	75.92	56	75.92	5.55%	0.00
		郊外幹線	38	115.44	38	116.03	8.49%	0.59
		小 計	129	330.05	129	330.64	24.18%	0.59
	狭 隘 路 線		354	34.84	354	34.45	2.52%	△ 0.39
計		656	1,227.42	660	1,228.88	89.87%	1.46	
浪岡地区	通常除雪	461	135.89	461	135.89	9.94%	0.00	
	狭 隘 路 線	26	2.62	26	2.62	0.19%	0.00	
	計	487	138.51	487	138.51	10.13%	0.00	
合 計		—	1,365.93	—	1,367.39	100.00%	1.46	

(歩道)

年 度		令和2年度		令和3年度		路線数 増減	除排雪 延長増減 (km)
区 分		路線数	除排雪延長 (km)	路線数	除排雪延長 (km)		
青森地区	幹 線	120	132.92	120	132.92	0	0.00
	狭隘・橋梁部	53	25.16	53	25.16	0	0.00
	車道排雪時	42	34.17	42	34.17	0	0.00
	計	215	192.25	215	192.25	0	0.00
浪岡地区		14	8.41	14	8.41	0	0.00
歩 道 計		229	200.66	229	200.66	0	0.00

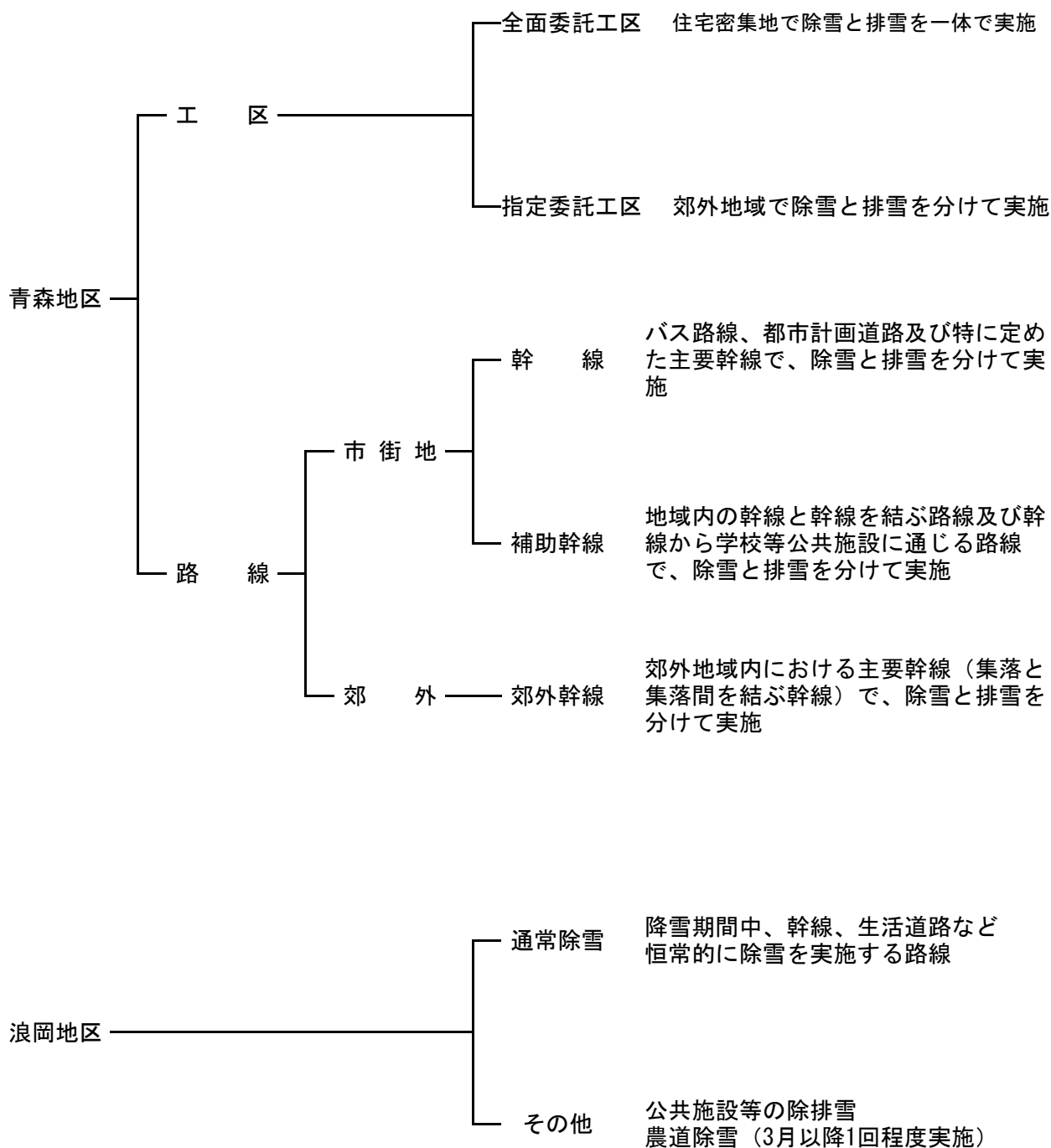
(その他)

年 度		令和2年度		令和3年度		路線数 増減	除排雪 延長増減 (km)
区 分		路線数	除排雪延長 (km)	路線数	除排雪延長 (km)		
青森地区	山間部路線	3	21.50	3	21.50	0	0.00
浪岡地区	非住居地区	105	84.21	105	84.21	0	0.00
	公共施設等	56	6.18	56	6.18	0	0.00
	計	161	90.39	161	90.39	0	0.00
合 計		164	111.89	164	111.89	0	0.00

※ 山間部路線及び浪岡地区における非住居地区については、3月以降に1回程度、除排雪を実施する。
このほか、浪岡地区においては、公共施設内の除排雪も実施する。

(参考)

除排雪事業の実施体系（歩道・狭隘・山間部除く）



3 除排雪作業の実施方法等

除排雪対策本部は、降・積雪の状況を把握し、委託事業者との綿密な連携、調整を図りながら、効率的に除雪及び排雪作業を実施する。

除排雪委託事業者は（表－５）のとおりであり、除排雪作業は除排雪作業委託仕様書及び除排雪作業安全管理マニュアルに基づき実施する。

（１）除雪時間

除雪路線のうちバス路線等の主要路線については、原則として午前６時、その他の路線及び工区については、午前７時までに完了するものとする。

ただし、まとまった降雪があった場合、緊急対応等については、上記以外の時間に作業を行うことができるものとする。

（２）排雪時間

排雪時間は、原則として、午後９時から翌日の午前６時までとする。

ただし、まとまった降雪があった場合、緊急対応等については、上記以外の時間に作業を行うことができるものとする。

浪岡地区は、日中排雪を原則とするが、商店街等の日中排雪が困難な地域については、事前に関係機関と十分調整した上で夜間作業を実施するものとする。

（３）除排雪の実施基準等

【青森地区】

- ①除雪作業は、常に気象情報等による降・積雪等の情報収集及び分析をし、降・積雪状況、雪質、道路状況等を勘案しながら、幹線路線においては降雪がおおむね10cm以上、その他の路線及び工区はおおむね15cm以上で、かつ、交通の確保が困難と認められる場合に実施する。
- ②排雪作業は、気象情報及び道路状況等を十分把握しながら、「青森市雪対策基本計画」で定めた除雪水準を維持するため、必要に応じて実施する。
- ③冬期間における学校・公民館等の防災活動拠点施設や避難所周辺の道路交通を確保し、有事の際、市民が安全で速やかに避難できるよう努める。
- ④夜間からの大雪によって交通への支障が予測される場合は、気象情報及び道路状況を勘案し、必要に応じて夜間に出動指示を行うものとする。
- ⑤主要路線（バス路線等）の交差点部分の雪処理については、道路状況等に応じて、各道路管理者との協議により、適切な処理を行う。また、各道路管理者との協議等は道路管理者除排雪連絡調整会議で行う。
- ⑥除排雪を円滑、かつ、適切に実施するため、国・県・市の連携はもとより、委託事業者との綿密な調整を図るとともに、市民・事業者との協力体制の強化や役割分担の明確化により、官民一体の雪対策の推進に努める。

(参考) 青森市雪対策基本計画による除雪水準

道路分類	目安となる要素	除雪水準 (※1)
幹線	バス路線、都市計画道路及び特に定めた主要路線	除雪幅は、車線数 (※2) を確保できる幅員とする。(交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する。)
補助幹線	地域内の幹線と幹線を結ぶ路線及び幹線から学校等公共施設に通じる路線	除雪幅は、車線数 (※2) を確保できる幅員とする。(交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する。)
郊外幹線	郊外地域内における主要幹線 (集落と集落を結ぶ幹線)	除雪幅は、車線数 (※2) を確保できる幅員とする。(交通に支障のない範囲で車道や歩道の一部を雪堆積スペースとして活用する。)
生活道路	道路幅員 6.5 m 以上	小型車 (※3) 同士のすれ違いを可能にする。
	道路幅員 6.5 m 未満	救急車や消防車等の緊急車両の通行幅を確保する。

(※1) 豪雪時等の異常な降雪時は、主要な幹線を優先し、順次交通機能を確保する。

(※2) 車線数は、原則、2車線以上とする。

(※3) 小型車とは、道路運送車両法上の小型車のことを指す。(一般的には普通車)。

【浪岡地区】

①早朝除雪は、職員の除雪パトロールにより降雪量がおおむね5～10cmに達したと判断された場合、委託事業者はパトロール職員の指示に従い速やかに出動する。

また、路線によっては、5～10cm以下であっても、地吹雪または路面の融雪状態(シャーベット状)により交通に支障を及ぼすことがあるため、その都度職員の指示に従い出動する。

昼夜を問わず大雪によって交通への支障が予測される場合は、気象情報及び道路状況を勘案し、必要に応じて出動指示を行うものとする。

②除雪路線は、冬期間の安定した自動車通行を可能とするため機械による除雪を主体として行うが、通行量、その他必要性に応じて決定し、国、県の除雪目標に準じるものとする。

幹線及び重要な生活路線については、2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通の確保を目指す。

③排雪作業は、道路幅員の状況を考慮し、雪の堆積が交通の支障となった場合実施する。日中排雪を原則とするが、商店街のように日中の排雪が困難な地域については、夜間に行うものとする。

(狭隘路線については、状況を見極めながら実施する。)

(実施方法)

直 営……………除雪作業後の道路拡幅及び交差点部等の排雪

委 託……………除雪路線及び狭隘路線の排雪

- ④道路の路面状況・異常の有無を正確に把握するために道路パトロールは密に行うこととし、パトロール後の早朝及び日中に大量の降雪及び路面の融雪が認められる場合は、監督職員との協議を行うものとする。
- ⑤路上または路側の堆雪が交通の障害となったり、道路幅員の確保が困難となった場合、当該箇所の雪を他に運搬、除去する運搬除雪を行う。排雪作業中は、事故の発生に特に留意するものとし、立て看板等で作業中であることを明記し、前後進時及び交差点部への交通整理員の配置のほか、必要に応じて宅地等への出入りを監視する交通整理員も配置する。

(4) 除排雪作業の安全管理

①講習会の実施

運転技術の向上や安全意識の向上を図るため、ベテランのオペレーターを講師に招き、ショベル等の除雪機械を用いた実践的な講習会を実施する。

②安全管理の徹底

安全管理については、除排雪作業安全管理マニュアルに基づく業務体制を構築し、安全な除排雪作業を徹底する。

(5) 歩道及び狭隘路線の除排雪

【青森地区】

①歩道幅員2.5 m以上の除排雪

幅員2.5 m以上の歩道の除排雪については、小型ロータリ除雪車により実施し、市街地の歩道でバス路線及び住宅地で歩行者が多い地域を重点的に実施する。

②歩道幅員2.5 m未満の除排雪

幅員2.5 m未満の歩道の除排雪については、ハンドガイド式小型除雪機又は人力で実施する。なお、歩道幅員が狭く、常時除雪ができない箇所については、車道の排雪時に歩道の確保に努める。

③機械除雪が困難な箇所の除雪

機械除雪が困難なバス停周辺や交差点周りについては、人力による除雪を実施する。

④学校周辺の雪盛り等の解消

学校等から通学路に関する詳細な情報を入手し、通学路において歩行の支障となっている雪盛り等の早期解消に努める。

⑤パートナーシップによる除雪

P T Aなどによる小学校除雪協力会や町会等に対し、小型除雪機を貸与することにより、住民とのパートナーシップによる歩道等の除雪を促進する。

⑥冬期バリアフリーの推進

「第2期青森市冬期バリアフリー計画」に基づき、青森駅周辺を含めた中心市街地や新青森駅周辺及び中心市街地へ至る主要な経路においては、重点的な除雪の実施により歩行者空間の確保に努め、安全に移動できるようなネットワーク化を図る。それ以外においては、学校、公共施設等の拠点施設周辺の除雪強化により歩行者空間の確保に努める。

⑦狭隘路線の除排雪

積雪及び道路状況等の実状に応じ、車道幅員2.5mから3.0mの狭隘路線の除排雪を小型の除雪車等により実施する。

【浪岡地区】

歩道の除排雪については、小型ロータリ除雪車により実施し、歩行者空間を確保するものとする。また、機械除雪が困難なバス停周辺や交差点周りについては、人力による除雪を実施し、歩行者空間の連続性を確保する。通学路については、迅速な情報の収集により、歩行の支障となっている雪盛り等の早期解消に努める。通常除排雪が行われない狭小路線については、積雪及び道路状況等の実情に応じ、小型除雪車により排雪作業を実施する。

(参考) 登録除排雪車両台数 (※令和2年度青森地区実績)

区 分	使 用 車 両							備 考
	ショベル	ダンプ	グレーダー	ロータリ	ドーザー	その他	計	
事業者 調達分	641 (561)	1,061 (939)	23 (22)	55 (49)	118 (72)	48 (48)	1,946 (1,691)	その他とは、ブル ドーザー・バック ホー・散布車をい う。 () 内は実台数
市貸出分	—	—	5	10	—	—	15	
合 計	641 (561)	1,061 (939)	28 (27)	5 (59)	118 (72)	48 (48)	1,961 (1,706)	

(参考) 登録除排雪車両台数 (※令和2年度浪岡地区実績)

区 分	使 用 車 両							備 考
	ショベル	ダンプ	グレーダー	ロータリ	ドーザー	その他	計	
事業者 調達分	11	80	1	—	66	16	174	その他とは、ブル ドーザー・バック ホー・散布車をい う。
市貸出分	—	—	1	3	2	1	7	
浪岡直営分	—	—	—	2	—	—	2	
合 計	11	80	2	5	68	17	183	

4 パートナーシップによる除排雪・雪処理支援制度等

(1) 地域コミュニティ除排雪制度【問合せ先 道路維持課・浪岡振興部都市整備課】

各町（内）会、委託事業者、市の三者があらかじめ特定の地域の除排雪の実施方法について協議し、締結した協定に基づき、その地域の特性に応じた効率的で効果的な除排雪作業を実施する。

○想定される協定項目：排雪タイミング、日中作業、雪盛り箇所の指定、寄せ雪基準、雪弱者対策、違法駐車、雪出し対策、歩道確保、住民による作業確認の実施等。

○利用可能団体：町（内）会、自治会等（商店街や地域の雪対策を行うために組織された団体なども対象）

○期待される効果

- ・利用団体：地域の実情に応じたきめ細やかな除排雪作業が可能
- ・委託事業者：利用団体との連携で違法駐車や雪出しの防止により作業効率が向上
- ・市：地域住民の除排雪に対する理解・満足度が向上

※令和2年度の実績 15団体

(2) 雪かきを通じた地域コミュニティ活性化事業【問合せ先 道路維持課】

国土交通省が実施する「令和3年度 雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査」において「先導的な取組」として支援を受け、地域における自主的な除雪活動を推進するため、学生等の若い世代をはじめとする多くの市民の除雪ボランティア活動を支援する。

- ・地域団体と除雪ボランティアのマッチング支援、除雪用具等の活動支援【継続】
- ・除雪ボランティアと地域団体を結びつける人材を育成する講習会の開催【拡充】
- ・県外からの除雪ボランティア受入れの試行【新規】

青森市ボランティアポイント制度活用による雪処理支援

【問合せ先 福祉政策課、青森市社会福祉協議会、道路維持課】

雪対策支援や高齢者支援などの地域のボランティア活動の推進及びボランティア活動を行う人材の育成・確保を目的として創設した青森市ボランティアポイント制度をきっかけに、大学生等の若い世代をはじめとする多くの市民が担い手となることが期待されるとともに、地域の自主的な除排雪活動を支援する。

○活動者の登録要件：満18歳以上で市内に居住又は通勤若しくは通学している方（高校生を除く。）

○制度概要：1時間の活動につき、1ポイント（100円相当）で1日2ポイントを上限にポイントを付与。

貯まったポイントは50ポイントを上限に商品券やバスカードと交換できる。

○対象事業（雪対策支援）：(6)、(8)、(9)、(10)の各事業及び町会、地区社会福祉協議会が自主的に行う歩行者空間確保のための雪処理活動

※令和2年度の実績（雪対策支援） 延活動者数422人 活動ポイント11,555ポイント

(3) 青森市融雪施設設置支援制度【問合せ先 建築指導課・浪岡振興部都市整備課】

融雪機（槽）やロードヒーティングの設置資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子の全部または一部を助成して支援する。（通年受付）

○貸付金額：10万円以上300万円以内。

○貸付利子：返済期間が5年以内の場合は無利子、5年を超え10年以内の場合は低利子。

※令和2年度の実績 6件

(4) 青森市屋根雪処理施設設置支援制度【問合せ先 建築指導課・浪岡振興部都市整備課】

既存の屋根を無落雪に改良する場合や、屋根に融雪施設を設置する場合の資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子の全部または一部を助成して支援する。(通年受付)

○貸付金額：10万円以上400万円以内。

○貸付利子：返済期間が5年以内の場合は無利子、5年を超え10年以内の場合は低利子。

※令和2年度の実績 1件

(5) 屋根の雪下ろし費用の助成事業【問合せ先 福祉政策課】

自力で屋根の雪下ろしを行うことが困難な65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1級・2級・3級(3級は視覚障がい又は内部障がいに限る)、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方のみの世帯、母子世帯(子は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)、または市長が特に必要と認める世帯のうち、次の対象要件全てに該当する世帯が、事業者等に屋根の雪下ろしを依頼した際に、市がその費用の一部を助成する。(年齢は令和4年3月31日現在)

○対象要件：・市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住

- ・同一の建物に居住する世帯全員が当該年度の市民税非課税※
- ・生活保護世帯でないこと

※ 豪雪時には市民税が課税されている世帯も対象に加える。

○助成額：【豪雪対策本部設置前】

市民税非課税世帯：屋根の雪下ろし費用の1/2(上限額25,000円)

【豪雪対策本部設置後】

市民税非課税世帯：屋根の雪下ろし費用の1/2(上限額50,000円)

市民税課税世帯：屋根の雪下ろし費用の1/4(上限額25,000円)

※令和2年度の実績 321件

(6) 在宅一人暮らし高齢者等の雪処理対策事業(青森地区)【問合せ先 青森市社会福祉協議会】

①福祉の雪対策事業

自力で除雪することが困難な75歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1級・2級・3級(3級は視覚障がい又は内部障がいに限る)の交付を受けている方のみの世帯、要介護3から5の認定を受けた方のみの世帯などのうち、次の対象要件全てに該当する世帯に対し、ボランティアによる間口(自宅の玄関から公道までの通路)除雪支援を実施する。

○対象要件：・市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住

- ・同一の建物に居住する世帯全員が当該年度の市民税非課税
- ・居住している町会及び隣接している町会に3親等以内の親族が居住していないこと

※令和2年度の実績 登録件数318世帯 延実施回数12,028回

②屋根の雪下ろし奉仕活動

積雪が1メートルを超えた場合、自力で除雪することが困難な65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1級・2級・3級（3級は視覚障がい又は内部障がいに限る）の交付を受けている方だけの世帯、子どもが18歳未満の母子世帯などのうち、次の対象要件全てに該当する世帯に対し、ボランティアによる屋根の雪下ろしを実施する。

- 対象要件：・市内に住所を有し、自己所有の一戸建て住宅に居住していること
- ・低所得であること
 - ・生活保護世帯でないこと
 - ・敷地内又は近隣に雪捨て場が確保できること
 - ・市内に親族が居住していないこと

※令和2年度の実績 2件

（7）高齢者世帯等冬期除雪サービス事業（浪岡地区）【問合せ先 浪岡振興部健康福祉課】

浪岡地区に住所を有する65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯で、市民税非課税世帯で市税に滞納がなく、除雪を援助する親族が浪岡地区に住んでいないなどの理由により、独力で除雪することが困難な高齢者世帯を対象に、自宅の玄関から公道までの通路を、歩きやすいように除雪を実施。（自己負担1時間あたり200円）

※令和2年度の実績 登録件数54世帯 延実施回数 1,399回

（8）ひとり暮らし高齢者世帯除雪奉仕活動【問合せ先 青森市社会福祉協議会】

中・高等学校生徒などによる冬期間の地域貢献活動としてひとり暮らし高齢者世帯の「除雪奉仕活動」を実施する。

※令和2年度の実績 2世帯

（9）冬期歩行者空間確保除雪機貸与事業【問合せ先 道路維持課】

住民協力による、安全で快適な歩行者空間を確保するため、町会等に小型除雪機の貸与を実施する。

番号	実施団体	購入年	備考	番号	実施団体	購入年	備考
1	東片岡町会	平成15年度	県	26	桜川団地町会	平成26年度	市
2	戸崎町会	平成16年度	県	27	栄町町内会	平成26年度	市
3	新城大坂町会	平成16年度	県	28	駒込町会	平成26年度	市
4	赤坂町会	平成16年度	県	29	太陽台町会	平成26年度	市
5	新井田町会	平成16年度	県	30	幸畑ひばりヶ丘町会	平成26年度	市
6	堤小学区除雪協力隊	平成17年度	県	31	宮田町会	平成26年度	市
7	緑・青葉町会	平成19年度	市	32	野内地域除雪協力隊	平成26年度	県
8	唐橋町会	平成23年度	市	33	幸畑スノーチーム	平成27年度	市
9	浪館通り商店会	平成23年度	県	34	みどりヶ丘町会	平成27年度	市
10	西奥野町会	平成24年度	市	35	青森総合卸センター	平成28年度	市
11	浜田ニュータウン町会	平成25年度	市	36	幸畑団地西町会	平成28年度	市
12	やはぎ町会	平成26年度	市	37	北赤坂スノーアタック隊	平成29年度	市
13	大矢沢町会	平成26年度	市	38	幸畑団地地区まちづくり協議会	平成29年度	市

14	南柳町町会	平成26年度	市	39	県営唐橋町会	平成30年度	市
15	浪打小PTA有志除雪隊	平成26年度	市	40	西本町町会	平成30年度	市
16	自由ヶ丘町会	平成26年度	市	41	雲谷町会	平成30年度	県
17	浜館町会	平成26年度	市	42	三内団地自治会	令和元年度	市
18	南桜川団地町会	平成26年度	市	43	松森団地町会	令和元年度	市
19	里見町会	平成26年度	市	44	幸畑第四町会	令和2年度	市
20	ニコニコ通り商店会	平成26年度	市	45	青森交通安全協会新城支部	令和2年度	市
21	市営住宅戸山団地町会	平成26年度	市				
22	荒川三区町会	平成26年度	市				
23	岡造道町会	平成26年度	市				
24	油川下町町会	平成26年度	市				
25	福田町会	平成26年度	市				

(10) 冬期児童通学路の安全確保に係る除雪機貸与事業【問合せ先 学務課】

冬期間、児童の安全な通学を確保するため、PTAなどによる小学校除雪協力会に対し、小型除雪機の貸与を実施する。

番号	実施校	実施年	番号	実施校	実施年	番号	実施校	実施年
1	荒川小学校	平成11年度	14	東陽小学校	平成13年度	27	合浦小学校	平成17年度
2	横内小学校	平成11年度	15	新城小学校	平成13年度	28	橋本小学校	平成17年度
3	小柳小学校	平成11年度	16	戸山西小学校	平成13年度	29	高田小学校	平成18年度
4	新城中央小学校	平成11年度	17	三内西小学校	平成13年度	30	浦町小学校	平成24年度
5	堤小学校	平成12年度	18	古川小学校	平成14年度	31	浜館小学校	平成24年度
6	菟町小学校	平成12年度	19	沖館小学校	平成14年度	32	大野小学校	平成25年度
7	千刈小学校	平成12年度	20	三内小学校	平成14年度	33	篠田小学校	平成26年度
8	原別小学校	平成12年度	21	北小学校(旧奥内小学校)	平成14年度	34	浪岡野沢小学校	平成26年度
9	野内小学校	平成12年度	22	浜田小学校	平成14年度	35	油川小学校	平成28年度
10	浪打小学校	平成13年度	23	泉川小学校	平成14年度	36	浪館小学校	令和元年度
11	佃小学校	平成13年度	24	幸畑小学校	平成14年度	37	本郷小学校	令和2年度
12	甲田小学校	平成13年度	25	長島小学校	平成15年度			
13	金沢小学校	平成13年度	26	筒井小学校	平成15年度			

(11) 高齢者世帯等への寄せ雪軽減【問合せ先 道路維持課・浪岡振興部都市整備課】

高齢者や障がい者のみの世帯など、自力での雪処理が困難な世帯を対象に、除排雪作業によって生じる間口への寄せ雪が少なくなるよう努める。

また、町(内)会や委託事業者、民生委員等と情報の共有を図り、対象となる世帯の把握に努める。

※令和2年度の実績 512世帯(青森地区317世帯、浪岡地区195世帯)

5 その他の雪対策

(1) 凍結防止剤散布によるスリップ防止対策

冬期間の交通機能の低下や路面凍結によるスリップ等を防止するため、橋梁・踏切・急勾配地区や市街地交差点部等に凍結防止剤を散布する。

(2) 防雪柵の設置

道路の吹き溜まり等を防止し、路面の良好な状態を維持するため、地区の状況を実態調査しながら、市道及び民有地へ固定式又は仮設式の防雪柵を設置する。

番号	設置場所	延長 (m)	設置区分	備考
1	諏訪沢地区	243.5	民有地	仮設式吹溜柵
2	泉野地区	195.5	民有地	仮設式吹溜柵
3	宮田地区	75.5	民有地	仮設式吹溜柵
4	三本木地区	156.0	市有地	固定式吹払柵
5	金浜地区	130.3	民有地	仮設式吹溜柵
6	大別内地区	205.8	民有地	仮設式吹溜柵
7	原別地区	130.3	民有地	仮設式吹溜柵
8	浜館地区 (浪打戸山線)	701.0	市有地	固定式吹払柵
9	高田地区	496.0	市有地	固定式吹払柵
10	荒川地区	812.0	市有地	固定式吹払柵
11	牛館地区	78.9	民有地	仮設式吹溜柵
12	左堰地区	96.0	民有地	仮設式吹溜柵
13	浪岡地区 (稲本7号)	1,233.0	市有地	固定式吹払柵
14	浪岡地区 (沖嶋田線)	304.0	市有地	固定式吹払柵
15	浪岡地区 (山路1号線)	168.0	市有地	固定式吹払柵
16	浪岡地区 (吉内稲村線)	1,295.0	市有地	固定式吹払柵
17	浪岡地区 (中野線)	494.0	市有地	固定式吹払柵
計 17 路線		6,814.8		

(3) 雪捨て場の設置

機械除排雪を円滑に行うため、雪捨て場を設置するとともに、青森港本港地区緑地（浜町）雪処理施設や八重田積雪融雪処理槽の積極的な活用を図る。

番号	場 所	面積(m ²)	管 理	備 考
1	油川埠頭	5,100	県	
2	沖館埠頭	1,400	県	
3	堤埠頭	2,400	県	
4	月見野	22,000	市	
5	国道4号南(宮田)	9,200	市	
6	野内字浦島	5,400	市	
7	平岡8号線北	10,300	市	民有地
8	鶴ヶ坂	3,800	市	民有地
9	新城平岡	7,700	市	民有地
10	後潟	4,000	市	民有地
11	畜産センター南	11,100	市	民有地
12	戸山団地北側	6,000	市	
13	戸山団地東側	3,000	市	
14	幸畑谷脇	20,500	市	民有地
15	荒川成瀬	5,100	市	民有地
16	大野	18,200	市	民有地
17	平岡8号線南	7,500	市	民有地
18	四ツ石	4,000	市	民有地
19	野内駅南側	5,500	市	民有地
20	戸山	11,000	市	
21	三内	15,600	市	民有地
22	大矢沢	20,300	市	
23	孫内	2,700	市	民有地
24	野内小笹	4,500	市	民有地
25	矢田前	4,200	市	民有地
26	浪岡地区(野沢地区)	20,000	市	
27	浪岡地区(五郷地区)	6,400	市	
28	浪岡地区(大杉地区)	3,600	市	民有地
29	浪岡地区(五本松地区)	12,000	市	
30	浪岡地区(女鹿沢地区)	7,700	市	
31	浪岡地区(女鹿沢地区)	4,500	市	民有地
32	浪岡地区(大杉地区)	3,700	市	民有地
33	浪岡地区	18,800	市	
—	青森港本港地区緑地(浜町)雪処理施設	—	県	浜町緑地内
—	八重田積雪融雪処理槽	—	市	八重田浄化センター内
計		287,200	公有地150,700m ² 民有地136,500m ²	

(4) 地域住民の雪捨て場

住民や事業者がダンプトラックで雪を捨てるため、下記の雪捨て場を開放する。

番号	場 所	面積(m ²)	所有	備 考
1	油川埠頭	5,100	県	
2	沖館埠頭	1,400	県	
3	堤埠頭	2,400	県	
4	八重田浄化センター敷地内	12,000	市	
5	大矢沢	9,400	民有地	
計		30,300		

また、浪岡地区においては、機械除排雪のための雪捨て場を地域住民に開放する。

(5) 地域住民の雪寄せ場

公有地及び民有地の活用により、付近住民がスノーダンプ等で投雪できる雪寄せ場を設置する。

①遊休市有地等の活用

番号	設 置 場 所	面積(m ²)	所有	備 考
1	沖館福祉館跡地	1,061	市	沖館五丁目13-34
2	ヤード跡地北側	1,782	市	中央三丁目5-4
3	青森市総合福祉センター西南	1,300	市	中央三丁目14-2
4	青森市総合福祉センター南東	3,500	市	浦町字橋本335-12
5	国道7号高架下	1,600	国	富田二丁目地内
6	旧高田支所跡地	505	市	高田字日野237
7	戸山雪捨て場南側	3,376	市	戸山字赤坂地内
8	市営住宅戸山団地西側	3,500	市	駒込字蛭沢17-17
9	浜田小学校南側	3,552	市	浜田字豊田28-14他
10	アピオあおもり西側	1,100	市	中央三丁目12-4ほか
11	県民福祉プラザ南側	2,500	市	浦町字橋本566-1
計 11箇所		23,776		

②公園・学校用地の活用

付近住民がスノーダンプ等で投雪できる雪寄せ場として、公園や小・中学校用地の一部(施設に支障のない範囲)を開放する。

③民有地の活用

住宅密集地に空き地を所有している方が、町(内)会との契約により、地域の雪寄せ場として町会に無償で貸付する場合、固定資産税の一部を減免する「市民雪寄せ場事業」の実施により民有地を活用した市民の雪寄せ場の確保を図る。市民雪寄せ場事業については、啓発チラシや広報等により制度のPRを行い、市民雪寄せ場の確保に努める。

また、市民雪寄せ場の排雪については、状況に応じて適宜実施する。

(6) GPS端末を活用した除排雪作業管理（青森地区）

GPS端末を活用し、除排雪作業時の除排雪車運行管理及び市民に対する除排雪に関する情報提供の強化及び、位置情報を基にした委託料積算機能を活用し、事務の効率化を図る。

(7) 除排雪業務の可視化

幹線道路等の除排雪の作業状況の公開に加え、生活道路などの工区の除排雪作業の状況の公開をホームページで行う。なお、生活道路の除雪情報については、幹線・補助幹線のような路線ごとの公開ではなく、工区ごとの除排雪作業状況の公開を行う。

(8) 豪雪地帯における冬季の円滑な道路交通確保に向けた実証実験

国土交通省が実施する「令和3年度 道路に関する新たな取り組みの現地実証実験（社会実験）」において採択されたことを受け、AIやICTなどの技術等を活用し、「道路状況の把握」及び「除排雪出動指令」に関して、高度化・効率化に向けた実証実験を行う。

(9) 恒久的な雪処理施設による雪対策

雪対策の一層の充実を図るため、流雪溝管理組合等との協力の下、既設の流・融雪溝やロードヒーティング等恒久的な雪処理施設の効果的な活用を努める。

(10) 流・融雪溝の整備加速

河川水等を利用した流・融雪溝を計画的に整備し、市民による雪の自主的処理により、冬期間の快適な生活空間を創出する。

令和3年度においては、佃地区の一部地域で暫定供用を開始するとともに、篠田地区及び北中野地区で供用開始に向けた整備を進める。

(11) 住民の自主的排雪への協力（浪岡地区）

地域住民が一体となって、自主的に協力を申し出、自宅、商店前等の通学路拡幅や歩道の確保に努め、状況により協議が整った場合、計画路線及び計画路線以外の路線においても、除雪機械等による支援を行うものとする。

(参考)

流・消・融雪施設の設置状況

流雪溝	河川利用方式	流雪溝整備事業	○大野堰 L=9,436m ○横内 11 号線 L=430m ○横内 10 号線 L=195m ○奥野地区 L=1,563m ○本泉地区 L=2,079m ○新町野地区 L=1,000m ○桜川・筒井地区 L=15,304m ○北蛭沢地区 L=823m ◎計…L=30,830m	市
			○荒川地区 L=2,124m ○横内地区 L=2,879m ○松原地区 L=3,301m ○鶴ヶ坂地区 L=1,119m ○戸門地区 L=2,777m ○後潟地区 L=8,012m ○桜川・筒井地区 L=1,339m ○篠田地区 L=861m ○原別造道地区 L=2,707m ◎計…L=25,119m	県
		雪国快適環境整備事業	○浪館流雪溝 L=1,198m	市
	都市下水路利用方式	都市下水道雪対策流雪溝	○油川沢田地区 L=1,250m ○八甲水路投雪口設置 16 箇所	市
	海水利用方式	海水利用流雪溝	○瀬戸子・奥内地区 L=1,613m ○前田・内真部地区 L=4,280m ○西田沢地区 L=804m ○奥内地区 L=1,630m ○飛鳥・夏井田地区 L=3,240m ○原別地区 L=1,411m ○久栗坂地区 L=1,177m ○野内地区 L=2,032m ○浅虫地区 L=2,600m ○油川地区 L=7,840m ◎計…L=26,627m	県
			○野内地区 L=570m ○油川地区 L=1,435m ○矢作地区 L=1,592m ◎計…L=3,597m	市
	下水道処理水利用方式	アメニティ下水道モデル事業	○造道地区 L=711m	市
		積雪対策下水道事業	○八重田地区 L=2,106m ○東造道地区 L=1,539m ○赤川右岸地区 L=371m ◎計…L=4,016m	市
		凍雪害防止事業	○造道地区 L=1,640m	県
	合流下水管利用方式	まちなかコミュニティ雪処理事業	○北金沢地区 61 基 ○中央・橋本地区 37 基 ○青柳地区 42 基 ○古川地区 13 基 ○本町地区 17 基 ○新町・安方地区 21 基 ○浪打地区 16 基 ◎計…207 基	市
消融雪溝	排湯利用方式	融雪溝整備事業	○出町温泉 L=1,249m ○沖館温泉 L=1,010m ○多喜の湯 L=295m ○小柳温泉 L=582m ○(旧)ラドンセンター L=467m ○大福湯 L=125m ○南部屋 L=150m ○あさひ温泉 L=371m ○佃温泉 L=1,097m ◎計(9 箇所)…L=5,346m	市
融雪施設	埋設管方式	温水循環方式路面融雪	○青森浪岡線(王余魚沢)L=1,320m ○五所川原浪岡線(花岡)L=308m	県
			○大谷地区 L=1,236m ○青森駅前歩道 A=1,499 m ² ○新青森駅東口歩道 A=1,434 m ² ○新青森駅西口歩道 A=299 m ² ○新青森駅南口歩道 A=526 m ² ○サードム駐車場 A=1,805 m ²	市
	地熱融雪	地熱利用融雪	○庁舎前通路 A=210 m ² ○庁舎前駐車場 A=230 m ² ○図書館通り西田沢線 L=920m ○うとう橋通り線 L=1,393m (国: 国道 4 号中央・橋本・堤町 L=1,624m、久栗坂トンネル L=102m 県: 県道荒川青森(停)線新町~古川地区歩道 L=542m、青森環状野内線(北金沢)L=780m) ○古川長島通り線 L=180m ○安方長島通り線 L=450m ○平和公園通り線 L=374m	市他
	散水融雪	海水散水消雪	○新町通り L=880m	県
	海水熱融雪	海水熱利用融雪	○八甲通り線歩道 L=1,000m	市
			○青森ベイブリッジ L=1,472m	県
	廃熱利用融雪	廃熱利用	○市民病院玄関前通路 A=750 m ² ◎計…A=1,022 m ² ○荒川青森停車場線(柳町通り)L=705m	市
	電熱融雪	路面融雪	○国道 4・7 号古川~中央・本町地区歩道等 L=2,815m	国
			○青森環状野内線(古川地区)L=500m ○スカイブリッジ L=774m ○荒川橋 L=112m ○鶴ヶ坂千刈線(福祉庁舎前)L=58m ◎計…L=1,444m	県
			○原別跨線橋 L=60m ○甲田橋 L=61m ○東大橋 L=40m ○福田橋 L=116m ○旭町地下道 L=662m ○松園橋 L=78m ○小柳橋 L=46m ○西滝地下道 L=210m ○小柳歩道橋 L=20m ○あすなろ橋 L=385m ○うとう橋 L=66m ○米田架道橋 L=57m ○古川跨線橋斜路 L=70m ○桜川橋 L=120m ○文化会館前歩道 L=326m ○浅虫ゆうやけ橋 L=117m ○とおりやんせ橋(出入口部)L=16m ○桐の沢橋 L=43m ○小柳跨線橋 L=52m ○問屋橋 L=96m ○浜館跨線橋 L=434m ○松桜橋 L=112m ○矢田前地下道 L=21m ○相野橋 L=30m ○平岡新橋 L=52m ○三内西小学校通学路 L=108m ○里見丸山線階段部 L=8m ○新青森駅南通り線 L=123m ○古館地下道 L=31m ○3・2・2 号内環状線 L=609m ◎計(30 箇所)…L=4,169m	市
○西滝大橋側道 A=546 m ² ○西滝大橋階段 A=87 m ² ○浅虫人道橋 A=845 m ² ○中央大橋 A=601 m ² ○大野歩道橋 A=66 m ² ○大釈迦歩道橋 A=57 m ² ○浪岡歩道橋 A=86 m ² ◎計…A=2,288 m ²			県	
○文化会館前 A=1,011 m ² ○駅前公園地下駐車場 A=397 m ² ○庁舎前駐車場 A=351 m ² ○夜間急病センター前 A=94 m ² ○新青森駅西口立体駐車場 A=703 m ² ◎計…A=2,428 m ²			市	

(参考)

流・融雪溝の設置状況(浪岡地区)

流雪溝	河川水利用方式	○大鱗浪岡線 L=1,042m ○五所川原浪岡線(浪岡～女鹿沢)L=1,133m ○浪岡(停線)L=981m ○浪岡北中野黒石線 L=3,686m ○浪岡藤崎線 L=2,280m ○下村線 L=240m ◎計…L=9,362m	県
		○停車場稲村線 L=806m ○浪岡仲町線 L=468m ○稲村平野線 L=653m ○細田川合線 L=100m ○下町北線 L=172m ○細田3号線 L=326m ○浦町線 L=229m ○若松4号線 L=110m ○東種本1号線 L=55m ○下村線 L=1,923m ◎計…L=4,842m	市
	井戸水利用方式	○旧国道7号線(浪岡～大釈迦)L=1,020m	国
		○五所川原浪岡線(郷山前～樽沢)L=3,263m ○常海橋銀線 L=945m ◎計…L=4,208m	県
		○東花岡平野線 L=185m ○東種本浅井線 L=818m ○浅井野脇線 L=2,310m ○赤川10号線 L=540m ○赤川15号線 L=630m ○平川線 L=640m ○大谷幼稚園通り線 L=534m ○平野6号線 L=464m ○平野19号線 L=421m ○長沼南大線 L=1,148m ○郷山前学校線 L=1,134m ○狐森線 L=2,912m ◎計…L=11,736m	市
消融雪溝	排湯利用方式	○ポパイ温泉 L=193m ◎計(1箇所)…L=193m	市

(12) 河川・水路等の水害防止対策（青森地区）

河川・水路等については、雨量観測情報やパトロールによる河川等の状況調査を実施し、河川・水路への投雪等による水害防止対策に努める。

河川名	延長(m)	起 点	終 点
油川水路	800	油川中学校前	国道280号バイパス(羽白字池上)
金浜水路	800	金浜市民館	荒川小学校金浜教室・荒川中学校金浜教室
西滝水路	500	滝内保育園	浪館前田橋
岡部水路	500	国道7号臨港道路交差点	石江神明宮
横手堰	6,000	問屋橋	野沢字横手
大野堰流雪溝	3,900	中央大橋通り(旭町2丁目)	国道環状7号(大野字玉島)
大野前田5号流雪溝	800	中央大橋通り(大野字前田)	市道大野前田5号起点
旭町流雪溝	1,300	マエダストア(旭町店)	大野郵便局
浪館大野流雪溝	2,300	千刈雨水幹線(浪館前田4丁目)	大野堰(大野字山下)
浪館流雪溝	1,200	千刈雨水幹線(千刈4丁目)	千刈雨水幹線(千富児童遊園)
横内11号線流雪溝	400	市道横内11号線起点	国道103号
横内10号線流雪溝	200	市道横内10号線起点	横内児童遊園地
沼川支流	600	沼川(原別2丁目)	2号遊歩道緑地(原別2丁目)
矢作雨水1号	800	河口(八重田1丁目)	国道4号(本泉1丁目)
馬屋尻堰	1,000	国道4号(馬屋尻字小金沢)	青森環状野内線(三本木字川崎)
貴船川	1,800	河口(野内字菊川)	矢田市民館
新町野水路	1,000	あすなる温泉	青森環状野内線(新町野字薄井)
計	23,900		

(13) 「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」の遵守

「青森市市民とともに進める雪処理に関する条例」(以下「条例」という。)に定める市、市民、事業者のそれぞれの役割や遵守事項をPRするとともに、市民及び事業者が雪処理するに当たって遵守すべき事項に反し、冬期における道路交通の確保、市民生活の安定に影響を及ぼす事象を引き起こした者で悪質又は注意を促したにもかかわらず、その行為を止めない者に対して、当該規定を守るよう又は必要な措置を講ずることも含め遵守の徹底を図る。

○青森市市民とともに進める雪処理に関する条例

平成十七年四月一日

条例第四百四十四号

改正 平成二二年 三月条例第一三号

私たちの住む青森市は、陸奥湾や八甲田山に代表される雄大で緑豊かな自然、三内丸山遺跡やねぶた祭に代表される世界に誇る歴史と文化を有する北の中核都市です。

その一方で、人口約三十万人を擁する都市としては、国内外でも有数の豪雪都市であり、雪による障害を乗り越え、冬をいかに楽しく、快適に過ごすかは永遠の命題となっています。

この命題を克服し、冬期において市民の生活の豊かさと活力を呼び起こし、降雪期の市街地における利便性を確保するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働することが必要です。

私たち青森市民一人ひとりが、互いに支え合いながら効率的に雪処理を行うことに努め、冬期において誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進するために、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、市民総ぐるみで効率的かつ秩序ある雪処理を行うため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにし、もって互いの協力により雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ることを目的とする。

(市の責務)

第二条 市は、この条例の目的を達成するため、雪処理に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定し、これに基づく施策を連携して実施するよう努めなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 道路交通の確保のために行う除排雪に関する事項

二 雪に強い都市基盤の整備に関する事項

三 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の自主的な雪処理に対する市の支援に関する事項

四 その他雪処理に関し必要な事項

3 市は、道路交通の確保等を効率的に行うため、毎年度、当該年度の車道及び歩道等の除排雪に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を策定し、公表するものとする。

4 市は、基本計画及び事業計画の実施に当たっては、市民等に当該計画の周知を図り、市民等の協力が得られるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第三条 市民は、自主的な雪処理に努めるとともに、雪処理に関し互いに協力し、助け合うものとする。

2 市民は、地域の高齢者世帯、障害者世帯等のうち、特に援護を必要とする世帯の雪処理への支援に努めるものとする。

3 市民は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、事業活動を行うことに伴う社会的責任を自覚し、雪処理を行うに当たっては、他の迷惑とならないように自らの責任において適正に処理するものとする。

2 事業者は、地域の雪処理に関する活動において市民と協力し、助け合うものとする。

3 事業者は、国、県又は市が実施する雪処理に関する施策等に協力するものとする。

(遵守事項等)

第五条 市民等は、冬期における市民生活の安全を確保するため、雪処理を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 国、県又は市によって除排雪される道路（第三項において「道路」という。）には、みだりに自己の使用する敷地内の雪を出さないこと。

二 河川、水路等（以下「河川等」という。）への投雪により、流水に支障を及ぼさないようにすること。

2 市民等は、建築物等を新築（増築及び改築を含む。）する場合には、当該建築物等の敷地内における雪の堆積場所の確保、屋根の無落雪化等により、道路交通への支障、隣地への落雪、河川等の流水への支障等の迷惑を及ぼさないように十分配慮しなければならない。

3 市民等は、自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）を道路に駐車するときは、違法駐車等（法第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条若しくは第四十九条の三第三項の規定に違反して自動車を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十五号）第十一条（第三項を除く。）の規定に違反する行為をいう。）に該当しない場合であっても、除排雪作業の支障とならないようにしなければならない。

(勧告)

第六条 市長は、前条第一項又は第三項の規定が守られないことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しい支障が生じると認めるとき又は除排雪作業に支障が生じると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、当該規定を守るよう又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、市民又は事業者が前条第二項の配慮を欠くことにより、道路交通若しくは河川等の流水に著しく支障を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その原因となる行為をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月条例第一三号）

(施行期日)

この条例は、平成二十二年四月十九日から施行する。

除排雪委託事業者

◎ 全面委託工区

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	A-1		5.18	39	D-3		3.54
2	A-2		7.57	40	D-4		6.84
3	A-3		6.85	41	D-5		4.01
4	A-4		4.00	42	D-6		5.28
5	A-5		3.24	43	D-7		2.74
6	A-6		5.75	44	D-8		3.59
7	B-1		3.90	45	D-9		3.60
8	B-2-1		7.08	46	D-10		2.52
9	B-2-2		5.99	47	D-11		7.09
10	B-3-1		3.88	48	D-12		6.56
11	B-3-2		8.85	49	D-13		3.66
12	B-4-1		4.92	50	D-14		2.73
13	B-4-2		4.55	51	D-15		2.55
14	B-5		4.74	52	D-16		4.30
15	B-6		8.46	53	D-17		2.60
16	B-7		4.95	54	E-1-1		3.67
17	B-8		4.15	55	E-1-2		3.97
18	B-9		4.57	56	E-2		6.05
19	B-10-1		5.22	57	E-3-1		5.19
20	B-10-2		2.84	58	E-3-2		2.31
21	B-11-1		5.54	59	E-4-1		4.37
22	B-11-2		5.59	60	E-4-2		3.15
23	B-12-1		4.35	61	E-5		6.74
24	B-12-2		6.94	62	E-6		7.16
25	B-13		4.17	63	E-7		6.67
26	C-1		8.78	64	E-8		5.28
27	C-2-1		2.69	65	E-9		6.31
28	C-2-2		2.81	66	E-10		8.67
29	C-3		6.04	67	F-1		4.11
30	C-4-1		4.64	68	F-2-1		4.85
31	C-4-2		5.08	69	F-2-2		6.55
32	C-5		6.59	70	F-3		4.32
33	C-6		4.96	71	F-4		6.22
34	C-7		5.48	72	F-5		1.86
35	C-8		3.07	73	F-6-1		3.99
36	D-1-1		5.87	74	F-6-2		2.50
37	D-1-2		5.21	75	F-7		5.21
38	D-2		3.84	76	F-8-1		5.49

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
77	F-8-2		4.78	117	J-13		3.34
78	F-9		4.21	118	J-14		4.64
79	F-10		2.66	119	J-15		6.33
80	F-11		2.80	120	J-16-1		5.28
81	G-1		8.08	121	J-16-2		3.71
82	G-2		6.49	122	J-17		3.97
83	G-3		5.64	123	J-18		2.62
84	G-4		11.13	124	K-1		3.98
85	G-5		4.94	125	K-2		10.95
86	G-6-1		6.45	126	K-3		2.45
87	G-6-2		3.23	127	K-4		6.83
88	G-7		2.32	128	L-1		6.65
89	G-8		1.76	129	L-2		3.29
90	G-9		6.41	130	L-3		4.08
91	G-10		1.95	131	L-4		9.73
92	H-1		6.74	132	L-5		7.41
93	H-2-1		3.31	133	L-6		7.24
94	H-2-2		2.87	134	L-7		5.76
95	H-3		3.71	135	L-8		2.52
96	H-4		3.30	136	L-9		3.16
97	I-1		5.39	137	細越工区		3.56
98	I-2-1		4.80	138	問屋町工区		6.76
99	I-2-2		3.35	139	松元台団地工区		6.00
100	I-2-3		4.92	140	幸畑団地1工区		6.77
101	I-3-1		5.69	141	幸畑団地2工区		7.61
102	I-3-2		3.49	142	幸畑阿部野工区		2.43
103	J-1-1		3.71	143	幸畑谷脇工区		3.93
104	J-1-2		5.48	144	月見野工区		5.75
105	J-2		2.75	145	戸山団地1工区		7.06
106	J-3		5.34	146	戸山団地2工区		5.60
107	J-4		7.06	147	戸山団地3工区		4.56
108	J-5-1		4.04	148	戸山団地4工区		8.19
109	J-5-2		1.47	149	野内工区		6.89
110	J-6		5.43	150	久栗坂工区		7.25
111	J-7		3.46	151	浅虫工区		6.80
112	J-8		3.25	152	戸山工区		3.02
113	J-9		7.24	153	桑原工区		2.05
114	J-10		2.91	154	宮田工区		4.41
115	J-11		4.90	155	諏訪沢工区		2.60
116	J-12		3.19	155工区		事業者	760.42

◎ 指定委託工区

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	後潟工区		15.65	13	大別内工区		5.14
2	内真部工区		6.60	14	野木工区		4.85
3	奥内1工区		6.56	15	合子沢工区		7.78
4	奥内2工区		6.66	16	横内1工区		4.66
5	飛鳥工区		6.81	17	横内2工区		4.27
6	白旗野工区		6.14	18	梨の木工区		1.29
7	鶴ヶ坂・孫内工区		4.83	19	沢山工区		0.95
8	太陽台団地工区		1.87	20	三本木工区		2.99
9	高田工区		4.65	21	矢田工区		1.34
10	荒川・ハツ役1工区		3.51	22	下湯工区		0.79
11	荒川・ハツ役2工区		3.87				
12	金浜・上野工区		2.16	22工区		事業者	103.37

◎ 除雪ブロック(浪岡地区)

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	第1ブロック		13.49	13	第13ブロック		5.92
2	第2ブロック		13.65	14	第14ブロック		12.09
3	第3ブロック		5.21	15	第15ブロック		1.02
4	第4ブロック		11.15	16	第16ブロック		5.14
5	第5ブロック		7.32	17	第17ブロック		1.47
6	第6ブロック		2.51	18	第18ブロック		9.91
7	第7ブロック		3.62	19	第19ブロック		1.47
8	第8ブロック		7.68	20	第20ブロック		0.63
9	第9ブロック		7.95	21	第21ブロック		0.96
10	第10ブロック		2.77	22	第22ブロック		0.53
11	第11ブロック		17.43				
12	第12ブロック		3.97	22ブロック		事業者	135.89

◎ 狭小ブロック(浪岡地区)

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	第1ブロック		0.75(0.06)	7	第7ブロック		0.95(0.16)
2	第2ブロック		1.11(0.20)	8	第8ブロック		3.12(0.74)
3	第3ブロック		1.59(0.00)	9	第9ブロック		1.66(0.75)
4	第4ブロック		1.48(0.00)	10	第10ブロック		0.35(0.16)
5	第5ブロック		0.45(0.00)				
6	第6ブロック		1.20(0.55)	10ブロック		事業者	12.66(2.62)

※()内数字は狭隘路線排雪延長

◎ 幹線委託路線

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	新町地区線		6.86	19	機関区通り線		1.88
2	本町地区線		8.67	20	桜川団地線		5.12
3	合浦地区線		5.57	21	奥州街道		1.90
4	長島地区線		2.40	22	浜館地区線		9.93
5	中央地区線		4.76	23	浪打戸山線		1.85
6	勝田地区線		5.64	24	幸畑団地線		1.20
7	花園幸畑浪打戸山線		10.87	25	石江地区線		5.01
8	小柳地区線		3.78	26	奥野地区線		4.34
9	県病西通り線		0.80	27	浜田大野線		4.69
10	羽白線		1.59	28	卸売団地線		6.37
11	柳川篠田沖館線		6.45	29	幸畑谷脇線		0.64
12	駅西口大通り線		0.35	30	戸山団地線		5.45
13	千刈浪館線		0.85	31	細越高田線		2.67
14	三内地区線		7.91	32	高田空港線		2.48
15	安田地区線		6.35	33	筒井幸畑団地線		1.41
16	旭町大通り線		1.81	34	浦町線		1.18
17	金沢地区線		2.73	35	南高校線		2.17
18	大野地区線		3.01	35路線		事業者	138.69

◎ 補助幹線委託路線

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	油川駅前通り線		1.53	30	安田稲森線		0.62
2	油川中学校通り線		0.65	31	中央線		0.47
3	油川羽白線		2.53	32	奥野筒井線		1.18
4	沖館地区線		2.31	33	浜田線		2.48
5	富田地区線		2.58	34	浜田豊田線		0.90
6	石江富田線		0.74	35	浜田玉川線		1.68
7	平和台団地線		1.14	36	筒井線1		0.65
8	木工団地線		1.91	37	筒井線2		0.60
9	緑ヶ丘ニュータウン線		1.40	38	ハツ橋ニュータウン線		1.44
10	平岡団地線		2.74	39	松元台団地線		1.22
11	西高前通り線1		1.59	40	幸畑団地線		4.89
12	西高前通り線2		0.25	41	花園線		0.50
13	新青森駅南通り線		1.72	42	浪打佃線		2.43
14	石神線		0.88	43	松森福田線1		0.33
15	石江江渡線		1.29	44	松森福田線2		0.52
16	石江線		1.23	45	浪打線		0.27
17	三好地区線		2.27	46	松森佃線		0.82
18	西滝菅野屋線		0.66	47	南佃線		1.46
19	丸山線		0.90	48	岡造道線		0.62
20	三内浪館線		0.76	49	小柳褰懸線		1.00
21	浪館西滝線1		1.23	50	褰懸団地線		0.83
22	浪館西滝線2		0.87	51	鴨泊団地線		0.82
23	西滝富永線		1.29	52	小柳線		0.62
24	千刈線		0.76	53	東造道線		0.49
25	千刈久須志線		2.43	54	八重田線		2.15
26	千富金沢線1		2.23	55	原別線		1.36
27	千富金沢線2		0.91	56	小柳団地線		0.73
28	旭町大野線		2.35				
29	大野安田線		3.69	56路線		事業者	75.92

◎ 郊外幹線委託路線

番号	工区名	事業者名	延長(km)	番号	工区名	事業者名	延長(km)
1	後潟船橋街道		3.91	21	横内20号線		0.80
2	森林軌道廃線通り線		2.25	22	雲谷線		2.98
3	鶴ヶ坂孫内線		6.64	23	田茂木野線		5.73
4	平岡8号線		4.82	24	鍋坂線		2.53
5	岩渡二股線		4.55	25	青森田代十和田線		3.05
6	新城中学校通り線		2.03	26	駒込1号線		8.58
7	滝内孫内線		4.48	27	浜館駒込線		2.17
8	三内丸山線		3.03	28	沢山線		3.06
9	大谷線		1.78	29	原別築木館線		5.15
10	高田線		1.09	30	矢田前平新田線		0.74
11	入内線		5.47	31	後菴線		0.71
12	向野沢線		3.68	32	原別八幡林線1		2.64
13	金浜上野線		2.86	33	原別八幡林線2		0.27
14	金浜大別内線		1.80	34	野内馬屋尻線		0.71
15	荒川八ッ役線		2.57	35	諏訪沢野内線		2.25
16	流通団地線		4.50	36	三本木滝沢線		3.34
17	上野新町野線		2.61	37	矢田線		3.36
18	合子沢線		1.36	38	野内駅前通り線		0.20
19	野木酸ヶ湯線		4.53				
20	公立大学線		3.80	38路線		事業者	116.03

◎ 狭隘路線

	事業者名		事業者名
狭隘		狭隘	
			事業者

◎ 歩道

	事業者名
歩道	
	橋梁・狭隘部
	事業者

◎ 雪堆積場等

地区名	事業者名	地区名	事業者名
油川埠頭		幸畑谷脇	
沖館埠頭		荒川成瀬	
堤埠頭		大野	
月見野		平岡 8 号線南	
国道 4 号(宮田)南		四ッ石	
野内字浦島		戸山	
平岡 8 号線北		三内	
鶴ヶ坂		大矢沢	
孫内		矢田前	
新城平岡		野内小笹	
後潟		野内駅南側	
畜産センター南		八重田積雪融雪処理槽	
戸山団地北側		青森港本港地区緑地 (浜町) 雪処理施設	
戸山団地東側			
		27 地区	事業者

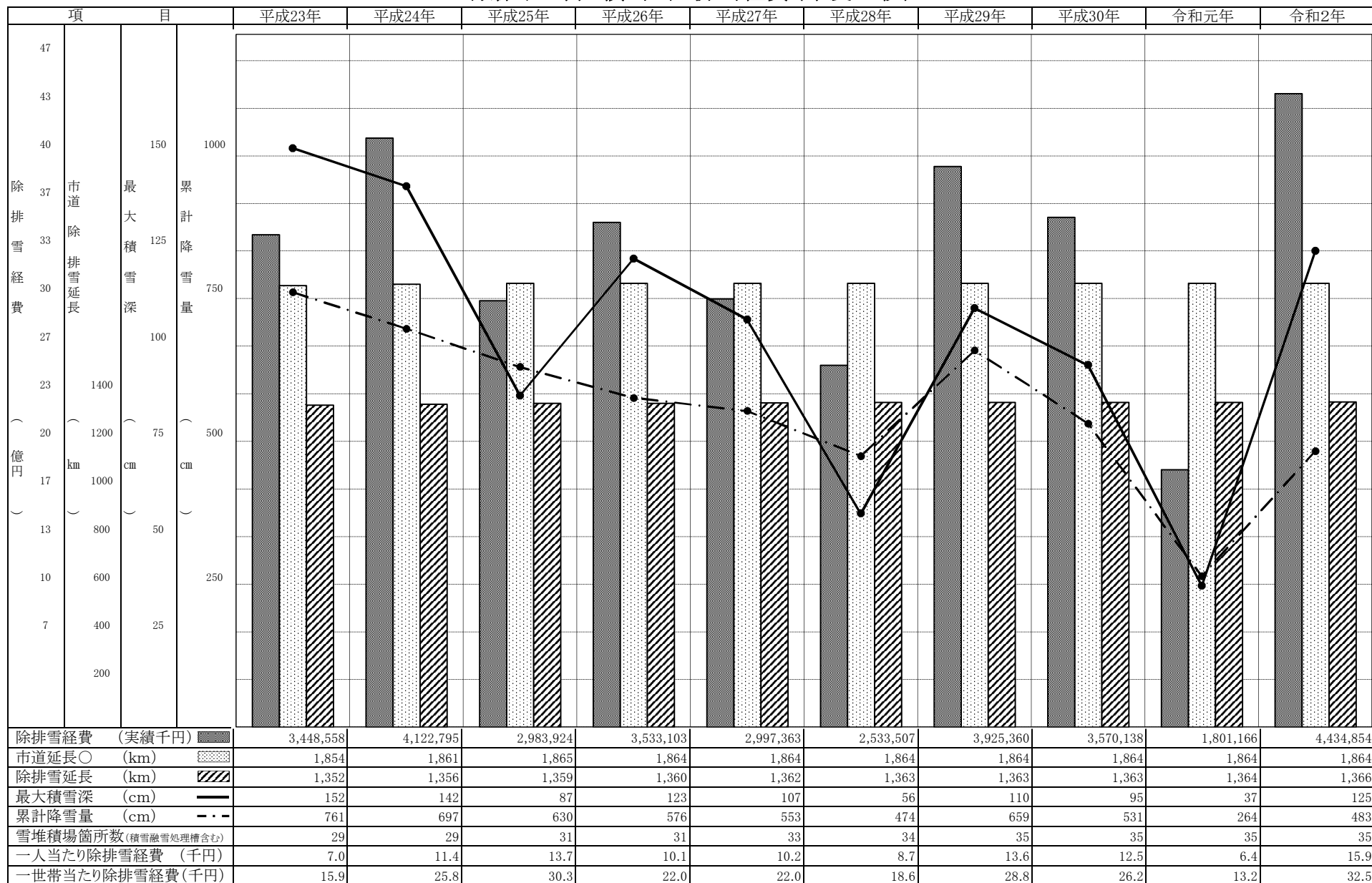
◎ 凍結防止剤散布

地区名	事業者名
西部	
中部	
東部	
3 地区	事業者

◎ 山間部路線

地区名	事業者名
高田孫内線	
野木酸ヶ湯線	
田代平開拓道路	
3 路線	事業者

青森市の降・積雪と除排雪経費(年度比較)



除 排 雪 経 費 の 内 訳

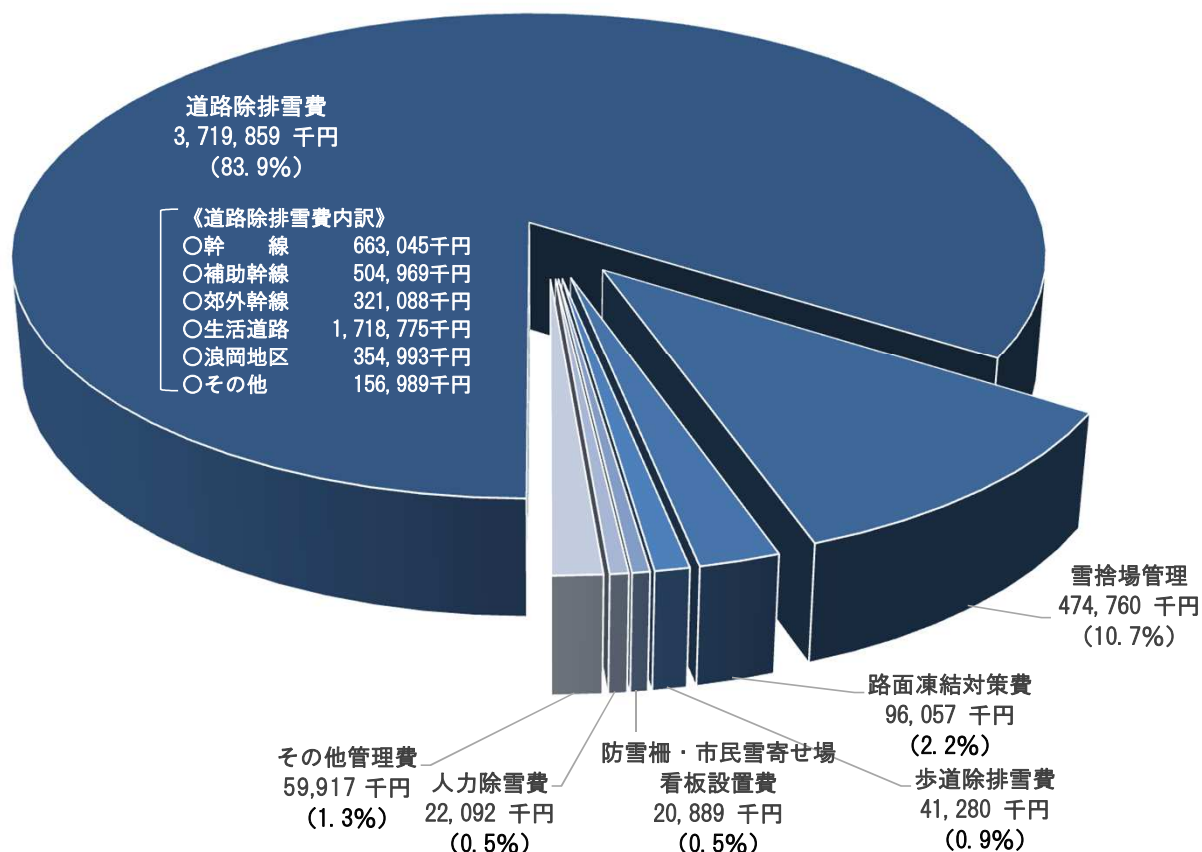
【区分別事業費内訳】

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	内 容
道路除排雪費	2,960,297	1,443,696	3,719,859	幹線や補助幹線などの路線や生活道路の除排雪作業に要する経費。
雪捨て場管理	378,001	113,335	474,760	除排雪業者や市民の雪捨て場の管理・運営に要する経費
路面凍結対策費	101,371	95,639	96,057	路面凍結対策として、交差点や橋梁付近へ凍結防止剤を散布するために要する経費
歩道除排雪費	33,917	10,707	41,280	歩道の除排雪作業に要する経費
防雪柵・市民雪寄せ場看板設置費	20,033	21,570	20,889	吹き溜まりのできやすい箇所へ防雪柵を設置するのに要する経費
人力除雪費	21,038	21,701	22,092	バス停等の機械除雪で対応できない場所の人力除雪に要する経費
その他管理費	55,481	94,518	59,917	パトロール業務や除雪機械の貸与、除排雪のPRチラシの配付などに要する経費
合 計	3,570,138	1,801,166	4,434,854	

【令和2年度の実績】

《総額 4,434,854千円》



【問合せ先】

●青森地区

青森市都市整備部道路維持課	017-752-8584
青森市福祉部福祉政策課	017-734-5313
青森市社会福祉協議会	017-723-1340
青森市教育委員会事務局学務課	017-718-1402

●浪岡地区

浪岡振興部都市整備課	0172-62-1116
浪岡振興部健康福祉課	0172-62-1134